

## 昭和三十五年政令第二百七十号

道路交通法施行令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 歩行者の通行方法（第七条・第八条）
- 第三章 車両及び路面電車の交通方法（第九条）
- 第四章 車両等の運転者及び使用者の義務（第二十六条の二—第二十六条の八）
- 第五章 工作物等の保管の手続等（第二十七条—第二十七条の六）
- 第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許（第三十二条の二—第四十条の七・第二十七条规定の七・第二十七条の八）
- 第七章 雑則（第四十一条—第四十四条の三）
- 第八章 反則行為に関する処理手続の特例（第四十五条—第五十五条）

### 附則

#### 第一章 総則

**第一条** 道路交通法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の歩行補助車等は、次に掲げるもの（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）とする。

一 歩行補助車、乳母車及びショッピング・カート

二 レール又は架線によらないで通行させる車であつて、次のいずれにも該当するもの（前号に掲げるものを除く。）

イ 車体の大きさが他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当すること。

ロ 車体の構造が歩きながら用いるためのものとして内閣府令で定める基準に該当すること。

（公安部員会の交通規制）

**第一条の二** 法第四条第一項の規定により都道府県公安委員会（以下「公安部員会」という。）

が信号機又は道路標識若しくは道路標示を設置し、及び管理して交通の規制をするときは、歩行者、車両又は路面電車がその前方から見やすいうように、かつ、道路又は交通の状況に応じ必要なと認める数のものを設置し、及び管理してしなければならない。

法第四条第一項の規定により公安部員会が路側帯を設けるときは、その幅員を〇・七五メートル以上とするものとする。ただし、道路又は交通の状況によりやむを得ないときは、これを〇・五メートル以上〇・七五メートル未満とすることができる。

法第四条第一項の規定により公安部員会が横断歩道又は自転車横断帯（以下「横断歩道等」という。）を設けるときは、道路標識及び道路標示を設置してするものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによることができる。

一 横断歩道等を設けようとする道路の部分が舗装されていないため、又は積雪その他の理由により第一項の規定に適合する道路標示の設置が設置されている場合

二 横断歩道等を設けようとする道路の部分が定めることにより、道路標識のみを設置すること。

三 横断歩道等を設けるときは、次の各号に定めることによるものとする。

一 道路の左側部分（当該道路が一方通行となつているときは、当該道路）に二以上の車両通行帯を設けること。

二 歩道と車道の区別のない道路（歩行者の通行の用に供しない道路を除く。）に車両通行帯を設けるときは、その道路の左側端寄りの車両通行帯の左側に一メートル以上の幅員を有する路側帯を設けること。ただし、歩行者の通行が著しく少ない道路にあつては、路側帯の幅員を〇・五メートル以上一メートル未満とすることができる。

三 車両通行帯の幅員は、三メートル以上（道

識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）による交通の規制は、それぞれ当該各号に定める事由があるときに行うものとする。

一 法第十七条の二第一項の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

二 法第二十一条第二項第三号の道路標識等、交通の頻繁な道路における車両の通行の円滑を図るために必要があること。

三 法第四十六条の四第一項第一号の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

四 法第六十三条の四第一項第一号の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

五 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

六 法第六十三条の四第一項第一号の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

七 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

八 法第六十三条の四第一項第一号の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

九 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

十 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

十一 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

十二 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

十三 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

十四 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

十五 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

十六 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

十七 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

十八 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

十九 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

二十 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

二十一 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

二十二 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

二十三 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

二十四 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

二十五 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

二十六 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

二十七 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

二十八 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

二十九 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

三十 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

三十一 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

三十二 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

三十三 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

三十四 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

三十五 法第六十三条の五の道路標識等、道路及び交通の状況により支障がないこと。

識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）による交通の規制は、それぞれ当該各号に定める事由があるときに行うものとする。

一 法第十七条の二第一項の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

二 車両及び路面電車（以下この表において「車両等」といふ。）

三 において「車両等」といふ。は、停

止位置を越えて進行してはならないこと。ただし、黄色の灯火の信号が表示された時において当該停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除く。

一 歩行者等は、道路の横断を始めではなく、また、道路を横断している歩行者等は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。

二 車両及び路面電車（以下この表

において「車両等」といふ。）は、停

止位置を越えて進行してはならないこと。

三 交差点において既に左折してい

る車両等は、そのまま進行すること

ができる。

四 交差点において既に右折してい

る車両等（多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両を除く。）は、そのまま進行することができる。

五 交差点において既に右折してい

る車両等は、そのまま進行するこ

とができる。

六 交差点において既に右折してい

る車両等は、そのまま進行するこ

とができる。

七 交差点において既に右折してい

る車両等は、そのまま進行するこ

とができる。

八 交差点において既に右折してい

る車両等は、そのまま進行するこ

とができる。

九 交差点において既に右折してい

る車両等は、そのまま進行するこ

とができる。

十 交差点において既に右折してい

る車両等は、そのまま進行するこ

とができる。

十一 交差点において既に右折してい

る車両等は、そのまま進行するこ

とができる。

十二 交差点において既に右折してい

る車両等は、そのまま進行するこ

とができる。

一 歩行者等は、道路の横断を始め

し、その地点において右折すること

を含む。青色の灯火の矢印の項を除

き、以下この条において同じ。）を除

し、又は左折することができる。

二 車両及び路面電車（以下この表

において「車両等」といふ。）は、停

止位置を越えて進行してはならない

こと。

三 交差点において既に左折してい

る車両等は、速やかに、その横

断を終わるか、又は横断をやめて引

き返さなければならないこと。

四 交差点において既に左折してい

る車両等は、速やかに、その横

断を終わるか、又は横断をやめて引

き返さなければならないこと。

五 交差点において既に左折してい

る車両等は、速やかに、その横

断を終わるか、又は横断をやめて引

き返さなければならないこと。

六 交差点において既に左折してい

る車両等は、速やかに、その横

断を終わるか、又は横断をやめて引

き返さなければならないこと。

七 交差点において既に左折してい

る車両等は、速やかに、その横

断を終わるか、又は横断をやめて引

き返さなければならないこと。

一 歩行者等は、道路の横断を始め

と。

二 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

三 法第六十三条の四第一項第一号の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

四 法第六十三条の四第一項第一号の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

五 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

六 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

七 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

八 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

九 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十一 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十二 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十三 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十四 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十五 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十六 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十七 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十八 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十九 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

二十 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

二十一 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

二十二 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

二十三 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

二十四 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

二十五 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

一 歩行者等は、道路の横断を始め

と。

二 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

三 法第六十三条の四第一項第一号の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

四 法第六十三条の四第一項第一号の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

五 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

六 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

七 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

八 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

九 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十一 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十二 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十三 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十四 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十五 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十六 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十七 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十八 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十九 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

二十 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

二十一 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

二十二 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

二十三 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

二十四 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

二十五 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

一 歩行者等は、道路の横断を始め

と。

二 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

三 法第六十三条の四第一項第一号の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

四 法第六十三条の四第一項第一号の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

五 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

六 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

七 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

八 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

九 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十一 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十二 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十三 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十四 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十五 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十六 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十七 法第六十三条の五の道路標識等、歩道及び交通の状況により支障がないこと。

十八 法

直前	備考	この表において「停止位置」とは、次に掲げる位置（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前）を同じ。」の手前の場所にあつては、交差点の	人の形の記号を有する赤色の灯火	青色の灯火	矢印												
			赤色の灯火の点滅	黄色の灯火の点滅	矢印												

2	交差点において公安委員会が内閣府令で定めることにより左折することができる旨を表示した場合におけるその交差点に設置された信号機の前項の表に掲げる黄色の灯火又は赤色の灯火の意味は、それぞれの信号により停止位置をとえて進行してはならないこととされる車両に対し、その車両が左折することができることを含むものとする。	2	二 交差点以外の場所で横断歩道、自転車横断帯及び踏切がない場所にあつては、信号機の直前	三 交差点にあつては、横断歩道等又は踏切がある場所にあつては、横断歩道等又は踏切の直前
3	公安委員会が信号機について、当該信号機の信号が特定の交通に對してのみ意味を表示するものである旨を内閣府令で定めるところにより表示した場合における信号機の第一項の表に掲げる信号の意味は、当該信号機について表示される特定の交通についてのみ表示されるものとする。	3	4 公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者等、特定小型原動機付自転車及び自転車に対する意味を表示するものである旨を内閣府令で定めるとともに、当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号機の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	4
4	一 歩行者等は、進行することができる。 二 特定小型原動機付自転車及び自転車は、直進をし、又は左折することができる。	4	一 歩行者等は、道路の横断を始めることはならず、また、道路を横断している歩行者等は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならぬこと。 二 特定小型原動機付自転車及び自転車は、道路の横断を始めてはならず、また、当該信号が表示された時ににおいて停止位置に近接しているた	4
	人の形 の記号 を有す る青色 の灯火	人の形 の記号 を有す る青色 の灯火	人の形 の記号 を有す る青色 の灯火	人の形 の記号 を有す る青色 の灯火
	種類	信号の 意味	信号の 意味	信号の 意味

<p>3 前二項に規定するもののほか、信号機の構造、性能その他の信号機について必要な事項は、内閣府令で定める。</p> <p>二 人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を連続して表示する場合、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の順とすること。</p> <p>一 青色の灯火、黄色の灯火及び赤色の灯火の信号を連続して表示する場合 青色の灯火、黄色の灯火及び赤色の灯火の信号の順とする。</p>	<p>2 信号機が表示する信号の順序は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 青色の灯火、黄色の灯火及び赤色の灯火の信号を連続して表示する場合 青色の灯火、黄色の灯火及び赤色の灯火の信号の順とする。</p> <p>二 人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を連続して表示する場合、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の順とする。</p>	<p>人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の順とすること。</p> <p>め安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。</p> <p>一 歩行者等は、道路を横断してはならないこと。</p> <p>二 特定小型原動機付自転車及び自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。</p> <p>三 交差点において既に左折してい特定小型原動機付自転車及び自転車は、そのまま進行することができます。</p> <p>四 交差点において既に右折してい特定小型原動機付自転車及び自転車は、その右折している地点において停止しなければならないこと。</p> <p>備考 この表において「停止位置」とは、第一項の表の備考に規定する停止位置をいう。</p> <p>5 特定の交通についてのみ意味が表示される信号が他の信号と同時に表示されている場合には、その意味は、当該特定の交通について表示されないものとする。 (信号機の灯火の配列等)</p>
---	---	--

る状態	灯火を頭上にあげていては	灯火による信号の意味	第五条 法第六条第一項に規定する手信号その他の信号のうち、灯火による信号の種類及び意味は、次の表に掲げるとおりとする。	（灯火による信号の意味）
一 方向に進行する交通については	一 灯火を頭上にあげる前の状態における灯火の振られていた	一 灯火が振られている方向に進行する交通については、第二条第一項の表に掲げる青色の灯火の信号の意味に同じ。	一 灯火が振られている方向に進行する交通とその灯火により交通整理が行なわれている場所において交差する交通については、第二条第一項の表に掲げる赤色の灯火の信号の意味に同じ。	備考 第二条第一項の表に掲げる黄色の灯火又は赤色の灯火の信号の意味と同じ意味を表示する手信号の意味に係る停止位置は、同表の備考の三に規定する場所にあつては、手信号を行なつている警察官又は法第百十四条の四第一項に規定する交通巡視員（以下「警察官等」という。）の一メートル手前の場所とする。
				2 交差点において公安委員会が内閣府令で定めることにより左折することができる旨を表示した場合におけるその交差点において行なわれる前項の表に掲げる手信号（第二条第一項の表に掲げる黄色の灯火又は赤色の灯火の信号の意味と同じ意味を表示する手信号に限る。）の意味は、それぞれの手信号により停止位置をこえて進行してはならないこととされている車両に対し、その車両が左折することができることを含むものとする。

<p>（車道を通行する行列等）</p> <p><b>第七条</b> 法第十一条第一項の政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 銃砲（拳銃を除く。）を携帶した自衛隊</p> <p>（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）</p>	<p>備考 第二条第一項の表に掲げる赤色の灯火の意味に同じ。</p> <p>、第二条第一項の表に掲げる黄色の灯火又は赤色の灯火の信号の意味と同じ。</p> <p>二 灯火を頭上にあげる前の状態における灯火の振られていた方向に進行する交通とその灯火による信号により交通整理が行なわれている場所において交差する交通については、第二条第一項の表に掲げる赤色の灯火の意味に同じ。</p>
<p><b>第六条</b> 法第八条第二項の政令で定めるやむを得ない理由は、次の各号に掲げるところとする。</p> <p>一 車庫、空地その他の当該車両を通常保管するための場所に出入するため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないこと。</p> <p>二 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき相当の事情があること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、貨物の集配その他の公安委員会が定める事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないこと。</p> <p><b>第二章 歩行者の通行方法</b></p>	<p>2 交差点において公安委員会が内閣府令で定めることにより左折することができる旨を表示した場合におけるその交差点において行なわれる前項の表に掲げる灯火による信号（第二条第八項の表に掲げる黄色の灯火又は赤色の灯火の信号の意味と同じ意味を表示する灯火による信号に限る。）の意味は、それぞれの灯火による信号により停止位置をこえて進行してはならないこととされている車両に対し、その車両が左折することができることを含むものとする。</p> <p>（通行を禁止されている道路における通行の許可）</p> <p>法第八条第二項の政令で定めるやむを得ない理由は、次の各号に掲げるところとする。</p> <p>一 車庫、空地その他の当該車両を通常保管するための場所に出入するため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないこと。</p>

第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。の行列（百人未満のものを除く。）二旗、のぼり等を携帯し、かつ、これらによつて氣勢を張る行列（百人未満のものを除く。）

三象、きりんその他大きな動物をひいている者又はその者の参加する行列（目が見えない者等の保護）

**第八条** 法第十四条第一項及び第二項の政令で定めるつえは、白色又は黄色のつえとする。

2 法第十四条第一項の政令で定める盲導犬は、盲導犬の訓練を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人で国家公安委員会が指定したもののが盲導犬として必要な訓練をした犬又は盲導犬として必要な訓練を受けていると認めめた犬で、内閣府令で定める白色又は黄色の用具を付けたものとする。

3 前項の指定の手続その他の同項の指定に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

4 法第十四条第二項の政令で定める程度の身体の障害は、道路の通行に著しい支障がある程度の肢体不自由、視覚障害、聴覚障害及び平衡機能障害とする。

5 法第十四条第二項の政令で定める用具は、第二項に規定する用具又は形状及び色彩がこれに類似する用具とする。

**第三章 車両及び路面電車の交通方法**

（三以上の車両通行帯が設けられている場合の通行方法）

**第九条** 法第二十条第一項ただし書の規定による自動車の通行方法は、法第二十二条第一項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度より著しくおそい速度で通行し、このため他の自動車の通行を妨げることとなる場合を除き、当該道路の左側部分（当該道路が一方通行となつているときは、当該道路）の最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行するものとする。

（路線バス等の範囲）

**第十条** 法第二十条の二第一項の政令で定める自動車は、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者による同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車、法第七十一条第一号の三に規定する通学通

（最高速度）

**第十一條** 法第二十二条第一項の政令で定める最高速度（以下この条、次条及び第二十七条における「最高速度」という。）のうち、自動車及び原動機付自転車が高速自動車国道の本線車道（第二十七条の二に規定する本線車道を除く。）並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路を通行する場合の最高速度は、自動車については六十キロメートル毎時、原動機付自転車については三十キロメートル毎時とする。（最高速度の特例）

**第十二条** 自動車（内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車を除く。）が他の車両を牽引して道路を通行する場合（牽引するための構造及び装置を有する自動車について牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引する場合を除く。）の最高速度は、前条及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

一 車両総重量（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五回）第四十条第三号に掲げる車両総重量をいう。以下同じ。）が二千キログラム以下の車両をその車両の車両総重量の三倍以上の車両総重量の自動車で牽引する場合 四十キロメートル毎時

二 前号に掲げる場合以外の場合 三十キロメートル毎時

3 前項の内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車又は原動機付自転車が他の車両を牽引して道路を通行する場合の最高速度は、前条の規定にかかわらず、二十五キロメートル毎時とする。

法第三十九条第一項の緊急自動車が高速自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路を通行する場合の最高速度は、前条及び前二項の規定にかかわらず、八十キロメートル毎時とする。（緊急自動車）







準適合標章（道路運送車両法第九十四条の五第一項の保安基準適合標章をいう。以下同じ。）若しくは軽自動車届出済証（道路運送車両法第三条の軽自動車の使用者が同法第十七条の第三項の規定により届け出たことを証する書類をいう。以下同じ。）に記載された乗車定員を、ミニカー、特定普通自動車等、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車で運転者以外の者の用に供する乗車装置（以下この条において「乗車装置」という。）を備えるものにあつては一人（特定普通自動車にあつては一人（特定普通自動車等、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車で運転者以外の者の用に供する乗車装置（以下この条において「乗車装置」という。）を備えるものにあつては一人（それぞれ超えないこと。ただし、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和三十九年法律第九号）第二条第二項に規定する総合国登録自動車にあつては、車両の保安基準に関する規定により定められる乗車定員を超えてはならないものとす。））を備えるものにあつては二人（普通自動車等及び小型特殊自動車を除く。）にあつては自動車検査証に記録され、又は保安基準適合標章若しくは軽自動車届出済証に記載された最大積載重量（大型自動二輪車及び普通自動二輪車で乗車装置又は積載装置を備えるものにあつては六十キログラム、第十二条第一項の内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカー牽引する場合におけるその牽引されるリヤカーログランを、特定普通自動車等で積載装置を備えるものにあつては一千五百キログラムを超える範囲内において内閣府令で定める重量を小型特殊自動車で積載装置を備えるものにあつては七百キログラムをそれぞれ超えてはならないものとする。）積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこと。イ 長さ 自動車の長さにその長さの十分の一を加えたもの（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の長さに〇・三メートルを加えたもの）

ハ 高さ 三・八メートル（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車にあつては二メートル、三輪の普通自動車並びにその他の普通自動車で車体及び原動機の大きさを基準として内閣府令で定めるものにあつては二・五メートル、その他の自動車で公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定めるものにあつては三・八メートル以上四・一メートルを超えない範囲内において公安委員会が定めたものとす。）積載物の重量は、自動車（ミニカー、特定普通自動車等及び小型特殊自動車を除く。）にあつては自動車検査証に記録され、又は保安基準適合標章若しくは軽自動車届出済証に記載された最大積載重量（大型自動二輪車及び普通自動二輪車で乗車装置又は積載装置を備えるものにあつては六十キログラム、第十二条第一項の内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカー牽引する場合におけるその牽引されるリヤカーログランを、特定普通自動車等で積載装置を備えるものにあつては一千五百キログラムを超えてはならないものとす。）の高さを減じたもの。四 積載物は、次に掲げる制限を超えることとなるような方法で積載しないこと。  
イ 自動車の車体の前後から自動車の長さの十分の一の長さ（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の前後から〇・三メートル）を超えてはみ出さないこと。

ロ 自動車の車体の左右から自動車の幅の十分の一の幅（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の左右から〇・一五メートル）を超えてはみ出さないこと。（原動機付自転車の乗車又は積載の制限）  
**第十三条** 原動機付自転車の法第五十七条第一項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、二 積載物の重量は、積載装置を備える原動機にあつては三百二十キログラムを、ミニカーログランを、特定普通自動車等で積載装置を備えるものにあつては九百キログラムを、大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては一千五百キログラムを超えてはならない。一 乗車人員は、一人をこえないこと。  
二 積載物の重量は、積載装置を備える原動機にあつては三百二十キログラムを、リヤカーログランを牽引する場合におけるその牽引されるリヤカーログランについては百二十キログラムを、それぞれこえないこと。  
三 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこと。イ 長さ 自動車の長さにその長さの十分の一を加えたもの（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の長さに〇・三メートルを加えたもの）

ハ 幅 原動機付自転車の積載装置の幅に加えたもの（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の幅に〇・三メートルを加えたもの）  
四 積載物は、次に掲げる制限を超えることとなるような方法で積載しないこと。  
イ 原動機付自転車の積載装置の前後から〇・三メートルをこえてはみ出さないこと。（制限外許可の条件）  
**第二十四条** 法第五十八条第三項の規定により出発地警察署長が付することができる条件は、次に掲げるものとする。  
ロ 原動機付自転車の積載装置の左右から〇・一五メートルをこえてはみ出さないこと。  
（制限外許可の条件）  
**第二十五条** 法第五十八条第二項の規定により出発地警察署長が付することのできる条件は、次に掲げるものとす。  
一 積載した貨物の長さ又は幅が前二条に規定する制限又は法第五十七条第二項の規定に基づき公安委員会が定める制限を超えるものでありますときは、その貨物の見やすい箇所に、昼間においては〇・三メートル平方以上の大きさの赤色の布を、夜間にあつては赤色の灯火又は反射器をつけること。  
二 車両の前面の見やすい箇所に法第五十八条第一項の許可証（次項及び次条において「制限外許可証」という。）を掲示すること。  
三 前二号に掲げるもののほか、道路における危険を防止するため必要と認める事項

2 出発地警察署長は、前項の条件を付したときは、制限外許可証にその条件を記載しなければならない。（過積載車両に係る提示書類）  
**第二十四条の二** 法第五十八条の二の政令で定める書類は、制限外許可証、法第五十八条の三第二項の通行指示書、保安基準適合標章、軽自動車届出済証又は登録証書（道路交通に関する条約第十八条第二項に規定する登録証書をいう。第二十五条の二において同じ。）とする。（故障自動車の牽引）  
一 故障自動車の車輪を上げないで牽引する場合にあつては、故障自動車と故障自動車相互を堅ろうなロープ等で固縛して牽引すること。この場合において、故障自動車のかじ取り車輪以外の車輪を上げるとときは、かじ取り車輪がその故障自動車の中心線に平行になつているようにハンドルを固定しておくこと。  
二 故障自動車の車輪を上げないで牽引する場合にあつては、次に定めるところにより牽引すること。  
イ 牽引する自動車と故障自動車相互を堅ろうなロープ等によつて確実につなぐこと。  
ロ その故障自動車に係る運転免許を受けた者は又は国際運転免許若しくは国際運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する者を故障自動車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。  
ハ 牽引する自動車と故障自動車の間の距離又は二台の故障自動車を牽引する場合における故障自動車相互についても、同様とする。  
二 積載物の重量は、積載装置を備える原動機にあつては三百二十キログラムを、リヤカーログランを牽引する場合における故障自動車相互の間の距離は、それぞれ五メートルを超えないこと。  
ハ 牽引する自動車と故障自動車の間の距離又は二台の故障自動車を牽引する場合における故障自動車相互の間の距離は、それぞれ五メートルを超えないこと。  
二 積載物の重量は、積載装置を備える原動機にあつては三百二十キログラムを、リヤカーログランを牽引する場合における故障自動車相互の間の距離は、それぞれ五メートルを超えないこと。  
（整備不良車両に係る提示書類）  
**第二十五条の二** 法第六十三条第一項の政令で定める書類は、臨時運行許可証（道路運送車両法第三十五条第四項（同法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の臨時運行許可証をいう。）、回送運行許可証（道路運送車両法第三十六条の二第五項（同法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の回送運行許可証をいう。）、保安基準適合標章、軽自動車届出済証又は登録証書とする。（普通自転車により歩道を通行することができるもの）  
一 児童及び幼児  
二 七十歳以上の者





いた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して一年以上のもの現に受けている普通自動車免許を受けた日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者（聴覚障害の程度）

**第二十六条の四の二** 法第七十一条の六第一項及び第二項の政令で定める程度の聴覚障害は、両耳の聴力が補聴器を用いても内閣府令で定める基準に達しない程度の聴覚障害とする。（損壊物等の保管の手続等）

**第二十六条の四の三** 第十四条の八から第十六条の五までの規定は、法第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等について準用する。この場合において、第十四条の八中「使用者又は所有者」とあるのは「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者」と、第十五条中「法第五十一条第九項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第五十一条第九項」と、同条第一号中「車両」とあるのは「損壊物等が、車両である場合にあつてはその車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号、車両の積載物である場合にあつてはその積載物の名称又は種類、形状及び数量並びにその積載物が積載されていた車両」と、「表示されている番号」とあるのは「表示されている番号、その他の損壊物等である場合にあつてはその損壊物等の名称又は種類、形状及び数量」と、同条第二号中「車両が駐車していた場所及びその車両を移動した日時」とあるのは「損壊物等による交通事故が発生したと認められる場所及び日時（その日時が明らかでないときは、その損壊物等を移動した日時）」と、第十六条中「法第五十一条第九項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第五十一条第九項」と、同条第二号中「保管車両一覧簿」とあるのは「保管損壊物等一覧簿」と、第十六条の二及び第十六条の三中「法第五十一条第十二項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替えて準用する法第五十一条第十二項」と、同条中「入札者がない車両」とあるのは「入札者がない損壊物等、速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある損壊物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる損壊物等」と、第十六条の四第一項、第二項及び第四項中「車両の車名、型式、

塗色及び番号標に表示されている番号」とあるのは「損壊物等の名称又は種類、形状及び数量（損壊物等が車両である場合にあつては、その車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号）並びに損壊の程度」と、同項中「抵当権」とあるのは「質権、抵当権、先取特権、留置権その他の権利」と、第十六条の五中「法第五十一条第二十一項」とあるのは「法第七十二条の二第三項において準用する法第五十一条第二十一項」と読み替えるものとする。（緊急自動車等）

**第二十六条の五** 法第七十四条第三項の政令で定める自動車は、第十三条第一項に規定する自動車及び第十四条の二に規定する自動車とする。（自動車の使用的制限の基準）

**第二十六条の六** 法第七十五条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるところとする。

一、自動車（法第五十一条の四第一項に規定する重被牽引車（以下「重被牽引車」という。）を含む。以下この条及び次条において同じ。）の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。以下この条及び次条において同じ。）等」というのが次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の下欄に掲げる違反行為をしたときは、六月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転せはならない旨を命ずるものとする。

違反行為	自動車の使用者等の違反行為	自動車の運転者の違反行為
反行為	法第一百七十七条の二第二項第一号の違反行為	法第一百七十七条の二第一項第一号の違反行為
反行為	法第一百七十七条の二第二項第二号の違反行為	法第一百七十七条の二第一項第三号の違反行為
反行為	法第一百七十七条の二第一項第一号又は法第一百七十七条の二第一項第三号の違反行為	法第一百七十七条の二第一項第一号の違反行為

法第一百七十七条の二の二第一項第三号の違反行為	法第一百七十七条の二第一項第七号の違反行為	法第一百七十七条の二第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為
法第一百八十八条第二項第三号（法第七十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為	法第一百八十八条第二項第一号の違反行為	法第一百八十八条第一項第五号の違反行為
法第一百九十九条第二項第四号若しくは法第一百九十九条第二項第五号に係る部分に限る。）の違反行為	法第一百九十九条第二項第一号の違反行為	法第一百九十九条第二項第四号若しくは法第一百九十九条第二項第五号に係る部分に限る。）の違反行為
法第一百九十九条第二項第五号に係る部分に限る。）の違反行為	法第一百九十九条第二項第一号の違反行為	法第一百九十九条第二項第五号に係る部分に限る。）の違反行為
法第一百九十九条第二項第六号、法第一百九十九条第二項第七号（法第七十五条第一項第二号に係る部分に限る。）の違反行為	法第一百九十九条第二項第一号の違反行為	法第一百九十九条第二項第六号、法第一百九十九条第二項第七号（法第七十五条第一項第二号に係る部分に限る。）の違反行為

行為の反違の号一第一項一第一條八十百第法	自車使用等の反違の者転運動の車自	法第百十一条第二条第十第法
為行反違の号一第一項一第一條八十百第法	為行反違の者転運動の車自	法第百十一条第二条第十第法

行為をし、又は過去一年以内に二回以上、法第一百八十八条第二項第三号（法第七十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為をした者であること。法第一百九十九条第二項第四号若しくは法第一百九十九条第二項第五号に係る部分に限る。）の違反行為をした者であること。法第一百九十九条第二項第六号、法第一百九十九条第二項第七号（法第七十五条第一項第二号に係る部分に限る。）の違反行為をした者であること。事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたこと。

第二十六条の七		法第七十五条の二第一項の政令	
行為が行わされた場合において、自動車の使用者がその違反行為の区分ごとに同表の中欄に掲げる指示を受けた後一年以内における当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為が関係累計点数（当該違反行為及び当該指示を受けた時から当該違反行為が行われた時までの間における当該自動車についての当該違反行為と同一の区分のその他の違反行為としての行為の都度、同表の下欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。）のそれぞれについて別表第二の定めるところにより算出する基礎点数の合計をいう。以下この条において同じ。）が、当該自動車の使用者の次の表二の上欄に掲げる前歴の回数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める点数以上の点数に該当することとなつたときは、当該自動車の次の表三の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間を超えない範囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができることとする。		行為反違の項一	
違反行為	自動車の使用者に対する指	示者に対する指	法第七十五条の二第一項の政令
法第六十六条の二第一項に規定する過労運転	法第六十六条の二第一項の規定による指	示する指	法第七十五条の二第一項の規定による指
法第五十八条の三第一項に規定する過積載をして自動車を運転する行為	法第五十八条の四の規定による指	示する指	法第七十五条の二第一項の規定による指
法第六十六条の二第一項に規定する過労運転	法第六十六条の二第一項の規定による指	示する指	法第七十五条の二第一項の規定による指
号の罪	第一項第七七	一条の罪	法第一百七十七条の二の二

前歴の回数		点数
二回以上	なし	
二点	六点	二点
四点	六点	四点
六点	六点	六点
表三		
自動車の種類		
大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	三月	期間
普通自動車	二月	
大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車	一月	

2 前項に規定するその他の違反行為には、違反行為に關係累計点数に係る当該違反行為が行われた時において、当該違反行為に係る当該自動車につき使用制限命令を受け、かつ、当該使用制限命令に従つて当該使用制限命令に係る運転の禁止の期間を経過した者に係る当該使用制限命令を受ける前の違反行為を含まないものとする。

(車両の使用的制限の基準)

**第二十六条の八** 法第七十五条の二第二項の政令で定める基準は、公安委員会が法第五十一条の四第一項の規定により標章を取り付けられた車両の使用者に対し納付命令をした場合において、当該使用者が、当該標章が取り付けられた日前六月以内に、次の表一の上欄に掲げる前歴の回数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める納付命令の回数以上、当該車両が原因となつた納付命令(同条第十六項の規定により取り消されたものを除くほか、当該標章が取り付けられた日において、当該使用者が当該車両につき法第七十五条第二項(同条第一項第七号に掲げる行為に係る部分に限る。以下この条において同じ。)又は法第七十五条の二第二項の規定による公安委員会の命令を受け、かつ、当該命令に従つて当該命令に係る運転の禁止の期間を経

前歴の回数	納付命令の回数
なし	三回
一回	二回
二回以上	一回

備考 この表において「前歴の回数」とは、  
公安委員会が法第五十一条の四第一項の規定  
により標章が取り付けられた車両の使用者に  
対し納付命令をした場合において、当該使用  
者が、当該標章が取り付けられた日前一年以  
内に、当該車両の使用的本拠において使用す  
る車両の運転について、法第七十五条第二項  
又は法第七十五条の二第二項の規定による公  
安委員会の命令を受けた回数をいう。

のうち、専ら人を運搬する構造のもの又は車両総重量が八千キログラム未満、最大積載重量が五千キログラム未満及び乗車定員が十人以下のもの

ハ 準中型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。）

二 普通自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。）

ホ 大型自動二輪車

二 大型自動車のうち前号イに掲げるものの以外のもの及び中型自動車のうち同号ロに掲げるものの以外のもの 九十キロメートル 每時

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 八十キロメートル 每時

法第三十九条第一項の緊急自動車が高速自動車国道の本線車道又はこれに接する加速車線若しくは減速車線を通行する場合の最高速度は、第十二条第一項及び前項の規定にかかわらず、百キロメートル 每時とする。  
(高速自動車国道における交通方法の特例に係る最低速度を定めない本線車道)

第二十七条の二 法第七十五条の四の政令で定めるものは、往復の方向にする通行が行われている本線車道で、本線車線が道路の構造上往復の方向別に分離されていないものとする。  
(最低速度)

**第二十七条の三** 法第七十五条の四の政令で定める最低速度は、五十キロメートル 每時とする。  
(違法駐車している自動車を移動することができる場所)

**第二十七条の四** 法第七十五条の八第二項において読み替えて準用する法第五十一条第三項の政令で定める場所は、当該車両が駐車している場所の最寄りの自動車の駐車の用に供するため区画された高速自動車国道又は自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）内の場所とする。  
(高速自動車国道等に係る車両の保管の手続等)

**第二十七条の五** 第十四条の八から第十七条までの規定は、法第七十五条の八第二項において準用する法第五十一条第六項（同条第二十二項において準用する場合を含む。）の規定により保

管した車両（積載物を含む。）について準用する。

（自動車を運転することができなくなつた場合における表示の方法）

**第二十七条の六** 法第七十五条の十一第一項の規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従

い、それぞれ当該各号に定める停止表示器材を、後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に置いて行うものとする。

一 夜間 内閣府令で定める基準に適合する夜間停止表示器材

二 夜間以外の時間 内閣府令で定める基準に適合する昼間用停止表示器材（当該自動車が停止している場所がトンネルの中その他視界が二百メートル以下である場合は、前号に定める夜間用停止表示器材）

**第四章の三 特定自動運行の特則**

（特定自動運行において交通事故があつた場合における損壊物等の保管の手続等）

**第二十七条の七** 第二十六条の四の三の規定は、法第七十五条の二十三第六項において準用する

法第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等について準用する。この場合において、第二十六条の四の三中「法第七十二条の二第三項」とあるのは、「法第七十五条の二十六第六項において準用する法第七十二条の二第二項後段の規定三項」と読み替えるものとする。

（特定自動運行が終了した場合における表示の方法）

**第二十七条の八** 法第七十五条の二十四の規定により法第七十五条の十一第一項の規定を読み替えて適用する場合における第二十七条の六の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「とする。ただし、停止した自動車が法第七十五条の二十第一項第一号に規定する措置が講じられた特定自動運行用自動車（法第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動運行用自動車をいう。以下この条において同じ。）である場合にあつては、当該特定自動運行用自動車が停止しているものであることを表示する装置で内閣府令で定める基準に適合するもの（当該特定自動運行用自動車の後面その他の方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に取り付けられたものに限る。）を作動させる方法により行うものとする」とする。

**第五章 工作物等の保管の手續等**

（工作物等を保管した場合の公示事項）

**第二十八条** 法第八十一条第三項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

管した車両（積載物を含む。）について準用する。

（自動車を運転することができなくなつた場合における表示の方法）

一 保管した工作物又は物件（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量

二 保管した工作物等の設けられていた場所及びその工作物等を除去した日時及び保管

三 その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

四 前号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

二 前号に掲げる方法により行わなければならぬ。

一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該警察署の掲示板に掲示すること。

二 前号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者その他工作物等について権原を有する者（次条第一号において「占有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の旨を都道府県の公報又は新聞紙に掲載すること。

三 内閣府令で定める様式による保管工作物等一覧簿を当該警察署に備え付け、かつ、これ

をいつでも関係者に自由に閲覧させること。

（工作物等を返還するための措置）

一 返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその工作物等の返還を受けるべき占有者等であることを証明させること。

二 内閣府令で定める様式による受領書と引換（工作物等の価額の評価の方法）

二 内閣府令で定める様式による受領書と引換（工作物等の価額の評価の方法）

（工作物等の価額の評価の方法）

二 内閣府令で定める様式による受領書と引換（工作物等の価額の評価の方法）

（工作物等の価額の評価の方法）

（工作物等を売却する場合の手続）

（工作物等を保管した場合の公示事項）

かに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

一 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある工作物等

二 競争入札に付しても入札者がない工作物等

三 前号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当ないと認められる工作物等

四 前号に掲げる方法により行わなければならない。

（工作物等を返還するため必要と認められる事項の公示の方法）

二 前号に掲げる方法により行わなければならない。

一 前号に掲げる方法により行わなければならない。

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

二 前号に掲げる方法により行わなければならない。

一 前号に掲げる方法により行わなければならない。

（保管した工作物等に関する規定の準用）

3 警察署長は、前条ただし書の規定による随意契約によつうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

2 警察署長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に工作物等の名称又は種類、形状、数量その他の内閣府令で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

（保管した工作物等に関する規定の準用）

3 警察署長は、前条ただし書の規定による随意契約によつうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

（保管した工作物等に関する規定の準用）

「当該工作物等の購入又は製作に要する費用、使用年数」とあるのは「取引の実例価格、当該転落積載物等の使用年数」と、第三十条中「法第八十一条第四項」とあるのは「法第八十一条第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一条第四項」と読み替えるものとする。

二 第二十九条 第二十八条から前条までの規定は、法第八十一条第三項又は第八十三条第三項に二条第二項又は第八十三条第二項の規定により保管した工作物等について準用する。この場合において、第二十九条から第二十九条の二までの規定中「法第八十一条第三項」とあるのは「法第八十二条第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一一条第三項」と、第二十九条の三及び第三十条中「法第八十一一条第四項」とあるのは「法第八十二条第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一一条第四項」と読み替えるものとする。

三 第二十九条 第二十九条から第二十九条の二までの規定中「法第八十一条第三項」とあるのは「法第八十二条第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一一条第三項」と読み替えるものとする。

二 第二十九条 第二十九条から第二十九条の二までの規定は、法第八十一条第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一一条第三項」とあるのは「法第八十二条第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一一条第三項」と読み替えるものとする。



により指定され若しくは定められた期間内はこれに引き続く五年の期間内に一般違反行為をし、かつ、次のいずれかに該当するものであるときは、免許を与えないものとする。

イ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して五年を経過していない者

ロ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して五年を経過していない者

ハ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して五年を経過していない者

五 試験に合格した者が免許取消歴等保有者で、第二号に規定する期間内に重大違反唆して一年を経過していない者

ハ 当該行為が別表第四第三号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して一年を経過していない者

五 試験に合格した者が免許取消歴等保有者で、第二号に規定する期間内に重大違反唆して一年を経過していない者

六 号又は道路外致死傷で法第九十条第二項第五号に規定する行為以外のものをし、かつ、次のいずれかに該当するものであるときは、免許を与えないものとする。

イ 当該行為が別表第四第一号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して五年を経過していない者

ロ 当該行為が別表第四第二号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して四年を経過していない者

ハ 当該行為が別表第四第三号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して三年を経過していない者

七 試験に合格した者が重大違反唆し等又は道路外致死傷で法第九十条第二項第五号に規定する行為以外のものをした者で、当該行為が別表第四第四号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して六月を経過していないものであるときは、免許を保留することができるものとする。

八 試験に合格した者が第三十八条第五項第二号イ若しくはロ又は第四十条第一項第四号の二号若しくは第三号の基準に該当する者であるときは、免許を与えないものとする。

九 試験に合格した者が重大違反唆し等（法第九十条第一項第五号に規定する重大違反唆し等をいう。以下同じ。）又は道路外致死傷（同項第六号に規定する道路外致死傷をいう。以下同じ。）で同条第二項第五号に規定する行為以外のものをした者で、次のいずれかに該当するものであるとき（次号に該当する場合を除く。）は、免許を与える。

四 試験に合格した者が重大違反唆し等（法第九十条第一項第五号に規定する重大違反唆し等をいう。以下同じ。）又は道路外致死傷（同項第六号に規定する道路外致死傷をいう。以下同じ。）で同条第二項第五号に規定する行為以外のものをした者で、次のいずれかに該当するものであるとき（次号に該当する場合を除く。）は、免許を与えないものとする。

一 試験に合格した者（他免許等既得者を除く。次号において同じ。）が第三十八条第五項第一号イ若しくはロ又は第四十条第一項第四号の二号若しくは第三号の基準に該当する者であるときは、免許を与えないものとする。

八 試験に合格した者が第三十八条第五項第二号イ若しくはロ又は第四十条第一項第四号の二号若しくは第三号の基準に該当する者であるときは、免許を保留することができるものとする。

二 試験に合格した者が第三十九条第二項各号のいずれかに該当する者についての同項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 試験に合格した者（他免許等既得者を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）が特定違反行為（別表第二の二の表の上欄に掲げる行為をいう。以下同じ。）をした者で、前項第二号に規定する期間内に特定違反行為をし、かつ、次のいずれかに該当するものであるときは、免許を取消歴等保有者である。

イ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して八年を経過していない者

二 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して八年を経過していない者

三 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して七年を経過していない者

四 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して九年を経過していない者

五 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して八年を経過していない者

六 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して八年を経過していない者

七 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して七年を絏過していない者

八 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して八年を絏過していない者

九 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して七年を絏過していない者

一 試験に合格した者が第三十九条第二項各号のいずれかに該当するものであるとき（次号に該当する場合を除く。）は、免許を与えないものとする。

イ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して十年を経過していない者

二 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して十年を経過していない者

三 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して十年を絏過していない者

四 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して九年を絏過していない者

五 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して十年を絏過していない者

六 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して十年を絏過していない者

七 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して七年を絏過していない者

八 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して八年を絏過していない者

口 当該行為が別表第五第二号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して九年を経過していない者ハ当該行為が別表第五第三号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して八年を経過していない者五 試験に合格した者（他免許等既得者に限る。）が法第一百三第二項の規定により免許を取り消すことができる」ととされている者又は法第一百七条の五第二項の規定により自動車等の運転を禁止することができるときは、免許を与えないものとする。

前二項に規定する累積点数とは、これらの規定により行おうとする処分の理由となる違反行為（一般違反行為及び特定違反行為をいう。以下同じ。）及び当該違反行為をした日を起算日とする過去三年以内におけるその他の違反行為（当該違反行為をした時において次の各号のいずれかに該当していた者に係る当該各号に掲げる違反行為を除く。）のそれぞれについて別表第二に定めるところにより付した点数の合計をいう。

一 免許を受けている期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。以下この条及び別表第三において同じ。）が通算して一年となつたことがあり、かつ、当該期間の初日に当たる日から末日に当たる日までの間に違反行為をしたことがない者当該期間前の違反行為をしたことを理由として法第一百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は法第一百七条の五第一項の規定若しくは同条第九項において準用する法第一百四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けたことがあり、かつ、同条第七項の規定により指定され又は法第一百七条の五第一項の規定により定められた期間内に違反行為をしたことがない者当該处分を受ける前の違反行為

三 第一項若しくは第四項の規定による免許の効力の停止又は法第一百七条の五第一項の規定若しくは同条第九項において準用する法第一百四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けたことがあり、かつ、同条第七項の規定により指定され又は法第一百七条の五第一項の規定により定められた期間内に違反行為をしたことがない者当該处分を受ける前の違反行為

四 評議行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同一の第五欄又は第六欄に掲げる点数に該当したことがあり、かつ、当該違反行為をした後それが二年又は一年の間に違反行為をしたことがない者（第一項第二号ロ若しくはハに該当する者は第二号に規定する免許の取消し若しくは六月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けた者を除く。）当該違反行為以前の違反行為五 違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同一の第七欄に掲げる点数に該当したことがある者で、当該違反行為をした後六月の間に違反行為をしたことがないか、又は当該期間内に免許を受けたことがあるもの（法第九十条第五項の規定により当該免許の効力が停止されている者又は第三号に規定する処分を受けた者を除く。）当該違反行為以前の違反行為が三点以下となる違反行為（以下この号において「軽微な違反行為」という。）をした者で、当該軽微な違反行為をした日において免許を受けている期間（過去三年以内のものに限り）が通算して二年に達しており、かつ、当該軽微な違反行為をするまでの間に違反行為をしたことがないもののうち、当該軽微な違反行為をした後免許を受けていた期間が通算して三月に達しており、かつ、当該三月に達した当該二年の期間の初日に当たる日までの間に違反行為をしたことを認めたとき又は同条第七項の二の二の規定による通知の理由となつたもの及び当該軽微違反行為をする前の軽微違反行為

一 第一項第一号、第二号イからハまで及び第三号から第六号まで、第二項第一号から第四号まで並びに前項第四号及び第五号の十年、九年、八年、七年、六年、五年、四年、三年、一二年、一年及び六月の期間（同項第四号の六月の期間

内に期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けたことがあり、かつ、当該処分の期間内に違反行為をしたことがない者当該処分をして七年を経過していない者ハ当該行為が別表第五第三号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して七年を経過していない者五 試験に合格した者（他免許等既得者に限る。）が法第一百三第二項の規定により免許を取り消すことができる」ととされている者又は法第一百七条の五第二項の規定により自動車等の運転を禁止することができるときは、免許を与えないものとする。

前二項に規定する累積点数とは、これらの規定により行おうとする処分の理由となる違反行為（一般違反行為及び特定違反行為をいう。以下同じ。）及び当該違反行為をした日を起算日とする過去三年以内におけるその他の違反行為（当該違反行為をした時において次の各号のいずれかに該当していた者に係る当該各号に掲げる違反行為を除く。）のそれぞれについて別表第二に定めるところにより付した点数の合計をいう。

一 免許を受けている期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。以下この条及び別表第三において同じ。）が通算して一年となつたことがあり、かつ、当該期間の初日に当たる日から末日に当たる日までの間に違反行為をしたことを理由として法第一百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は法第一百七条の五第一項の規定若しくは同条第九項において準用する法第一百四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けたことがあり、かつ、同条第七項の規定により指定され又は法第一百七条の五第一項の規定により定められた期間内に違反行為をしたことがない者当該处分を受ける前の違反行為

三 第一項若しくは第四項の規定による免許の効力の停止又は法第一百七条の五第一項の規定若しくは同条第九項において準用する法第一百四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けたことがあり、かつ、同条第七項の規定により指定され又は法第一百七条の五第一項の規定により定められた期間内に違反行為をしたことがない者当該处分を受ける前の違反行為

四 評議行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に定める点数が六点以上である一般違反行為二 法第一百七条第一項又は第二項の罪に当たる行為（自動車等の運転に關し行われたものに限る。）は第四号の罪に当たる行為（自動車等の運転に關し行われたものに限る。）である一般違反行為

一 法第一百七条第一項第五号の政令で定める行為は次に掲げるところとする。

二 法第一百七条第一項第七号に該当することを理由として同項たゞし書の規定により免許を保留在された者が当該保留の期間内に重ねて同号に該当した場合において、その者が法第一百二条第一項から第四項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項の規定に違反して同項第六項の通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことを除く。免許を与えないものとする。

二 法第九十条第一項第七号に該当する場合

一 免許を受けた者が第三十三条の二（第二項を除く。次号において同じ。）の基準において免許を与えないこととされている者であつたとき（同項第一号、第二号、第四号







12

三一 法第百三十三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けたため、特例取得免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものを受けなかつた者を除く。）を受けた者とする。法第九十六条第六項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 準中型自動車免許を現に受けている者のうち、（第一号）の二に準じて（准中型）と記載する。

する法第四百四条第一項の通知を受けた者で法  
第百四条の二の二第二項又は第四項の規定に  
よる当該準中型自動車免許の取消しを受けて  
いないもの

する法第百四条第一項の通知を受けた者で法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による当該普通自動車免許の取消しを受けていないもの

第三十四条の二 法第九十六条の二の政令で定め

る者は、次に掲げるとおりとする。  
一 大型自動車免許 中型自動車免許、準中型  
自動車免許又は普通自動車免許の試験を受け  
ようとする者で、次のいずれかに該当する  
もの

を有する者で、受けようとする免許の種類に応じそれぞれ大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許、準中型自動車仮運転免許又は普通自動車仮運転免許を同項に規定する検査の時に受けており、かつ、当該

口 受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者で、当該卒業証明書に係る技能検

八 特定失効者又は特定取消分娩者で、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車を運転することができる免許を受けていたもの

二 法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を有する者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けた後当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの  
一 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当する

イ 法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車を運転することができる第一種運転免許を現に受けている者を受けようとする免許に係る卒業証明書を

有する者で、該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して一年を経過していないもの

二 転することができる免許を受けたもの  
第一項第二号に掲げる事項について行う試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から

試験の免除)  
起算して六月を経過していないもの

する。  
法第九十七条の二第一項第三号の政令で定め

反行為又は別表第四に掲げる行為をしたこと  
を理由とする法第九十条第五項又は第一百三条  
第一項若しくは第四項の規定による免許の取  
消しを受けなかつた者

二　法第百五条第一項の規定により免許が効力を失つた後に一般違反行為（当該一般違反行為に係る累積点数（第三十三条の二第三項に規定する累積点数をいう。以下同じ。）が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄又は第六欄に掲げる点数に該当するものに限り、免許取消歴等保有

三号に掲げる行為（免許取消権等保有者が第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内にしたものを除く。第六項第二号において同じ。）をした者

う。)で、再試験の通知(同条第四項の規定による通知をいう。以下同じ。)を受ける前に免許証の更新を受けず、又は再試験の通知を受けた後同条第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を

驗を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証の更新を受けなかつたため法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

六 基準該當若年運転者で、若年運転者講習の通知（法第百八条の三の三の規定による通知をいう。以下同じ）を受ける前に免許証の更新を受けず、又は若年運転者講習の通知を受けた日の翌日から起算した期間（若年運転

にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間)が通算して一月となる日

七 法第百一条の三の規定に違反して若干年運転者講習を受けなかつた者で、前号に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証の更新を受けなかつたため、法第百四条の二

の四第一項又は第四項の規定による特例取得免許の取消し(同条第四項の規定による特例取得免許の取消しにあつては、同条第一項に係るものに限る。)を受けなかつたもの八  
八 若年運転者講習を終了した後免許証の更新を受けなかつたため、法第百四条の二の第四項又は第四項の規定による特例取得免許の二項

九 法第百五条第一項において準用する法第二項の規定により運転経歴証明書の交付を受けた者の交付を受けた者

法第九十七条の二第一項第三号イの政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日前三年間において基準違反行為（同項第三号イに規定する運転技能検査等（以下「運転技能検査等」という。）の結果

（特定失効者 法第一百五条第一項の規定により、前項の規定による内閣府令で定める基準に該当しない場合において該運転技能検査等を受けた日以前にしたものを見除く。）をしたことがあることとする。

免許証とした場合における特定誕生日の百六  
十日前の日

に限る)を受けた日(当該日が取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の百六十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の百六十日前の日)

等の運転に関し行われた次に掲げる行為をい

二 法第十七条（通行区分）第一項から第四項まで又は第六項の規定に違反する行為  
三 法第二十条（車両通行帯）の規定に違反する行為





うち当該外国等に滞在していた期間が通算して一年以上である者の当該外国等の行政庁等の免許に限る。)とする。

**第三十七条の二** 法第百条の二第一項第二号の政令で定める免許は、当該免許を受けた日以前六月以内に当該免許と同一の種類の免許(以下この条において「同種免許」という。)を受けていたことがある者で次のいずれかに該当するものに係る当該同種免許とする。

一 当該同種免許に係る再試験を受けた後当該同種免許が失効したため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けた者

二 法第百条の二第五項の規定に違反して当該同種免許に係る再試験を受けなかつた者で、同種免許に係る再試験を受けた後当該同項の規定による免許の取消しを受けた者

三 法第百条の二第五項の規定に違反して当該同種免許に係る再試験を受けなかつたもの(初心運転者講習終了者に係る再試験の基準)

**第三十七条の三** 法第百条の二第一項第四号の政令で定める基準は、次のいずれかに該当することとなることとする。

一 当該行為に係る合計点数(当該行為及び当該行為をする前においてした違反行為(当該講習を終了した後に当該免許による免許自動車等の運転に関する違法行為に限る。以下この条において同じ。)のそれぞれについて別表第二に定めた点数の合計をいう。以下この条において同じ。)が三点以上(当該行為について別表第二に定めた点数が三点であるところにより付した点数によって三点となる場合を除く。)であつて、当該行為をする前においてした直近の違反行為に係る合計点数が二点以下であり、又は当該行為をする前において違反行為をしたことがないこと。

二 当該行為に係る合計点数が四点以上であつて、当該行為をする前においてした違反行為の回数が一回であり、かつ、当該違反行為について別表第二に定めた点数により付した点数が三点であること。

(再試験の受験期間の特例)

**第三十七条の四** 法第百条の二第五項の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

うち当該外国等に滞在していた期間が通算して一年以上である者の当該外国等の行政庁等の免許に限る。)とする。

(再試験により取り消された免許に準ずるもの)(再試験により取り消された免許に準ずるもの)

第三十七条の二 法第百条の二第一項第二号の政令で定める免許は、当該免許を受けた日以前六月以内に当該免許と同一の種類の免許(以下この条において「同種免許」という。)を受けていたことがある者で次のいずれかに該当するものに係る当該同種免許とする。

一 当該同種免許に係る再試験を受けた後当該同種免許が失効したため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けた者

二 法第百条の二第五項の規定に違反して当該同種免許に係る再試験を受けなかつた者で、同種免許に係る再試験を受けた後当該同項の規定による免許の取消しを受けた者

三 法第百条の二第五項の規定に違反して当該同種免許に係る再試験を受けなかつたもの(初心運転者講習終了者に係る再試験の基準)

**第三十七条の三** 法第百条の二第一項第四号の政令で定める基準は、次のいずれかに該当することとなることとする。

一 当該行為に係る合計点数(当該行為及び当該行為をする前においてした違反行為(当該講習を終了した後に当該免許による免許自動車等の運転に関する違法行為に限る。以下この条において同じ。)のそれぞれについて別表第二に定めた点数の合計をいう。以下この条において同じ。)が三点以上(当該行為について別表第二に定めた点数が三点であるところにより付した点数によって三点となる場合を除く。)であつて、当該行為をする前においてした直近の違反行為に係る合計点数が二点以下であり、又は当該行為をする前において違反行為をしたことがないこと。

二 当該行為に係る合計点数が四点以上であつて、当該行為をする前においてした違反行為の回数が一回であり、かつ、当該違反行為について別表第二に定めた点数により付した点数が三点であること。

(再試験の受験期間の特例)

**第三十七条の四** 法第百条の二第五項の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

一 海外旅行をしていること。

二 災害を受けていること。

三 病気のかかり、又は負傷していること。

四 法令の規定により身体の自由を拘束されていること。

五 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。

六 免許の効力が停止されていること(当該再試験が準中型自動車免許又は普通自動車免許について行われる場合に限る。)。

七 前各号に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

(免許証の更新の特例)

**第三十七条の五** 法第一百一条の二第一項の政令で定めるやむを得ない理由は、次の各号に掲げる(免許証の更新の必要がない者)

一 病気又は負傷について療養していること。

二 法令の規定により身体の自由を拘束されていること。

三 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない用務が生じていること。

四 積雪、高波その他の自然現象により交通が困難となつていること。

五 免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)

六 積雪、高波その他の自然現象により交通が困難となつていること。

七 前各号に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

八 海外旅行をしていること。

九 病気のかかり、又は負傷していること。

十 法第三十六条(交差点における他の車両等との関係等)の規定に違反する行為

十一 法第三十七条(交差点における他の車両等との関係等)の規定に違反する行為

十二 法第三十七条の二(環状交差点における他の車両等との関係等)の規定に違反する行為

二 更新期間が満了する日前六月以内に法第百八条の三十二の二第一項第三号イ又はホの国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限りしたものを除く。)を終了した者

(運転技能検査等の基準)

**第三十七条の六の三** 法第一百一条の四第三項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日前三年間ににおいて第三十四条の三第五項に規定する基準違反行為(運転技能検査等の結果が法第一百一条の四第四項の内閣府令で定める基準に該当しない場合において当該運転技能検査等を受けた日以前にしたもの)を除く。)をしたことがあることとする。

一 免許証の更新を受けようとする者(次号に掲げる者を除く。)特定誕生日の百六十日前の日(当該日が特定誕生日の百六十日前の日以後であるときは、特定誕生日の百六十日前の日)

二 法第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新を受けようとする者(当該更新の申請をする日(当該日が特定誕生日の百六十日前の日以後であるときは、特定誕生日の百六十日前の日)

三 免許証の更新を受けようとする者(認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為)

四 法第一百一条第一項に規定する更新期間(次条において「更新期間」という。)が満了する日(法第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をする日。次条において同じ。)は、当該申請をする日。次条において同じ。)が三百六十日以内に法第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者

二 免許証の更新を申請する日前六月以内に法第一百八条の二第二項の規定による講習(法第十九十七条の二第一項第三号イ又はホの国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限りする。)を終了した者

三 免許証の更新を申請する日前六月以内に法第一百八条の二第二項の規定による講習(法第十九十七条の二第一項第三号イ又はホの国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限りする。)を終了した者

四 法第十七条(信号機の信号等に従う義務)の規定に違反する行為

五 法第八条(通行の禁止等)第一項の規定に違反する行為

六 法第十七条(通行区分)第一項から第四項まで又は第六項の規定に違反する行為

七 法第二十五条の二(横断等の禁止)の規定に違反する行為

八 法第三十五条(指定通行区分)第一項の規定に違反する行為

九 法第三十五条の二(環状交差点における左折等)の規定に違反する行為

十 法第三十六条(交差点における他の車両等との関係等)の規定に違反する行為

十一 法第三十七条(交差点における他の車両等との関係等)の規定に違反する行為

十二 法第三十七条の二(環状交差点における他の車両等との関係等)の規定に違反する行為

十三 法第三十八条(横断歩道等における歩行者等の優先)の規定に違反する行為

十四 法第三十八条の二(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)の規定に違反する行為

十五 法第四十二条(徐行すべき場所)の規定に違反する行為

十六 法第四十三条(指定場所における一時停止)の規定に違反する行為

十七 法第五十三条(合図)第一項又は第二項の規定に違反する行為

十八 法第七十条(安全運転の義務)の規定に違反する行為

(臨時認知機能検査の受検期間等の特例)

**第三十七条の六の五** 法第一百一条の七第三項及び第六項の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 法令の規定により身体の自由を拘束されていること。

二 災害を受けていること。

三 病気のかかり、又は負傷していること。

四 法令の規定により身体の自由を拘束されていること。

五 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。

六 前各号に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

(臨時適性検査)

**第三十七条の七** 法第一百二条第五項に規定する適性検査は、次に掲げる場合に行うものとする。

一 免許を受けた者から適性検査を受けたい旨の申出があつた場合において、その申出に理由があると認められるとき。

二 免許を受けた者が違反行為をし、又は自動車等の運転により交通事故を起こした場合において、その者が自動車等の運転について必





イ 法第一百一条の七第二項の規定による通知を受け、同条第三項の規定に違反して当該通知に係る法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査等を受けないと認める場合

ロ 法第一百一条の七第五項の規定による通知を受け、同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認める場合

ハ 法第一百二条第一項から第四項までの規定による命令を受け、当該命令に違反したと認める場合又は同条第六項の規定による通知を受け、同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認める場合

(若年運転者講習終了者に係る免許の取消しの基準)

三十九条の二の一 法第一百四条の二の四第二項の政令で定める基準は、若年運転者講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間にした自動車等の運転に関する法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく处分に違反する行為（以下この条において「講習後若年違反行為」という。）が一般違反行為である場合（第三十八条第五項第一号イに該当する場合を除く。）において、次のいずれかに該当することとなることとする。

一 当該講習後若年違反行為及び当該講習後若年違反行為をする前においてした講習後若年違反行為（特例取得免許を受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年となつたことがあり、かつ、当該期間の初日に当たる日から末日に当たる日までの間に違反行為をしたことがない場合にあつては、当該期間前の講習後若年違反行為を除く。以下この条において「先行講習後若年違反行為」という。）のそれぞれについて別表第二に定めるところにより付した点数の合計（以下この条において「講習後若年違反合計点数」という。）が三点以上（当該講習後若年違反行為について別表第二に定めるところにより付した点数が三点であることによつて三点となる場合を除く。）であつて、当該講習後若年違反行為の直前の先行講習後若年違反合計点数）

**第三十九条の二の六** 法第百五条第二項において読み替えて準用する法第百四条の四第五項の政令で定める者は、法第百五条第一項の規定により効力を失つた免許に係る免許証の有効期間が満了する日において次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第九十条第五項、法第百三十三条第一項若しくは第四項（法第百四条の二の三第五項において準用する場合を含む。）若しくは法第百四条の二の三第三項の規定による免許の取消しの基準又は法第九十条第六項若しくは法第二百三十三条第二項の規定による免許の取消しの要件に該当している者

二 法第九十条第五項、法第百三十三条第一項若しくは第四項（法第百四条の二の三第五項において準用する場合を含む。）若しくは法第百四条の二の三第一項若しくは第三項の規定により免許の効力が停止され、又はこれらの規定による免許の効力の停止の基準に該当している者

三 法第百五条第一項の規定により効力を失つた免許の全てについて、基準該当初心運転者に該当している者、基準該当若年運転者に該当している者（特例取得免許である中型自動車免許については、基準該当若年運転者に該当することとなつた時点において二十歳に達している者を除く。）又は法第百四条の二の四第二項の規定による特例取得免許の取消しの基準に該当している者

前条の規定は、法第百五条第二項において準用する法第百四条の四第六項の規定による運転経験証明書の交付について準用する。この場合において、前条中「同条第五項」とあるのは、「法第百五条第二項において読み替えて準用する法第二百四条の四第五項」と、「同条第二項」とあるのは、「法第二百五条第一項」と、「を取り消され」とあるのは、「が効力を失い」と読み替えるものとする。

（仮運転免許の取消しの基準）

**第三十九条の三** 法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 仮運転免許を受けた者が法第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する

第五に掲げる行為をしたとき。  
法第百六条の二第二項の政令で定める基準  
は、第三十七条の七第一号に掲げる場合を除  
き、仮運転免許を取り消すものとすることとする。

(我が国と同等の水準の運転免許制度を有する  
国又は地域)

**第三十九条の四** 法第百七条の二の政令で定める  
國又は地域は、次に掲げる國又は地域とする。

一 スイス連邦  
二 ドイツ連邦共和国  
三 フランス共和国

二 國際運転免許証等を所持する者が一般違反行為をしたとき（次号に該当する場合を除く。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間、その者が自動車等を運転することを禁止するものとする。

イ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当した場合五年

行為をした場合において、当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当したときは、六月をを超えない範囲内の期間、その者が自動車等を運転するのを禁止するものとする。  
法第百七条の五第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。  
一、国際運転免許証等を所持する者が特定違反行為をしたとき（次号に該当する場合を除く。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間、その者が自動車等を運転することを禁止するものとする。

（二）該表の第一欄に掲げる区分に応じて、各該区分に係る累積点数が別表に記載するところを禁止するものとする。

（三）該特定違反行為に係る累積点数が別表に記載するところを禁止するものとする。

（四）該特定違反行為に係る累積点数が別表に記載するところを禁止するものとする。

（五）該特定違反行為に係る累積点数が別表に記載するところを禁止するものとする。

（六）該特定違反行為に係る累積点数が別表に記載するところを禁止するものとする。

（七）該特定違反行為に係る累積点数が別表に記載するところを禁止するものとする。

（八）該特定違反行為に係る累積点数が別表に記載するところを禁止するものとする。

（九）該特定違反行為に係る累積点数が別表に記載するところを禁止するものとする。

2 認められる法人として国家公安委員会が指定したもの

前項第三号の規定による指定の手続その他同号の規定による指定に關し必要な事項は、國家公安委員会規則で定める。

**(自動車等の運転の禁止の基準)**

**第四十条** 法第七十七条の五第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 國際運転免許証等を所持する者が法第七十七条の五第一項第一号に該当したとき（法第七十七条の四第三項の規定により、その者の身体の状態に応じた必要な措置をとることを命じ

四  
第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当した場合 五年

ハ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合 四年

ハ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合 三年

国際運転免許証等を所持する者が一般違反

それと同表の第七欄に掲げる点数に該当した場合 五年  
二 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応ばず、それと同表の第八欄に掲げる点数に該当した場合 四年  
一 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当した場合 三年  
国際運輸免許証等を所持する者で免許取消等保有者であるものが第三十三条の二第二号に規定する期間内に特定違反行為

二 法（自動車等の運転に関する免許に係る部分に限る。）に相当する法令を所掌する外国等の行政府等が、國家公安委員会に対し、自動車等の運転に関する外國等の行政府等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有するものとして通知した外國等の法人その他の者であつて、國家公安委員会が相当と認めたもの

三 自動車等の運転に関する外國等の行政府等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を適切かつ確實に作成することができるるる文

それが同一表の第五欄に掲げる点数に該当した場合 二年  
　　当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三条の一の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合 一年  
　　国際運転免許証等を所持する者で免許取消等保有者であるものが第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内に一般違反行為をしたときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間、その者が自動車等を運転することを禁止するものとする。

二 それぞれ同表の第四欄に掲げる点数に該当した場合 八年

一 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じた場合 七年

二 そぞぞぞ同表の第五欄に掲げる点数に該当した場合 七年

一 第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じた場合 七年

二 そぞぞぞ同表の第六欄に掲げる点数に該当した場合 六年

一 第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じた場合 六年

二 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じた場合 六年

こととなつたとき（同項第一号に該当する）ととなつた場合において、六月の間自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないと認められるときは除く。）。

四 ベルギー王国	五 モナコ公国	六 台湾
(日本語による翻訳文を作成する者)		

口 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当した場合 四年

ハ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる点数に該当した場合 三年

二 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じした場合 三年

イ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じた場合十年

ハ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じた場合九年

第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じた場合九年

ハ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じた場合九年



十七 法第百十七条の二第一項第四号又は法第一百七十二条の二第一項第八号の罪に当たる行為

一 保管証の有効期限  
二 免許証の番号、免許の年月日及び免許証の交付年月日並びにその免許証を交付した公安

第二項、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第七十五条の六第一項並びに第七十五条の八の二第二項の道路標識等による交通の規制に関する事とする。

ができる者に対する

		普通自動車免許に係る試験	普通自動車免許の規定の適用を受けない場合	法第九十一条の二	法第九十条の二	第一項の規定の適用を受けた者に対する試験にあつては、
場合	場合	第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける	第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける	第一項第一号又は第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けた場合にあっては、二千九百五十円	第一項第一号又は第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けた場合は、三千六百五十円	第一項第一号に掲げた事項に對する試験にあつては、
ができないこと	ができないこと	第五号に該当して同項の規定の適用を受けること	第五号に該当して同項の規定の適用を受けること	五百円	五百円	五百円
ができないこと	ができないこと	免許証の由のため得ない理由によるやむをなき更新を受けること	免許証の由のため得ない理由によるやむをなき更新を受けること	一千四百円	一千二百五	一千二百五

場合	場合	規定の適用を受けない場合	法第九十条
場合	場合	規定の適用を受けた場合	法第九十一条
試験対象者に対する手続きを受けることのある者などによる新規登録申請の場合は、登録料金を五百円とする。	試験対象者に対する手続きを受けることのある者などによる新規登録申請の場合は、登録料金を一千四百円とする。	五百円	一千四百円
試験対象者に対する手続きを受けることのある者などによる新規登録申請の場合は、登録料金を五百円とする。	試験対象者に対する手続きを受けることのある者などによる新規登録申請の場合は、登録料金を一千二百五円とする。	五百円	一千二百五円

二号に該 当して同 項の規定 の適用を受 ける場合	法第九十 七条の二 第一項第 三号又は 第五号に 該当して 号に掲げ るやむを 得ない理 由のため 更新を受 けること ができる かつた者 に対する 試験にあ つては、四 百円)	法第九十 七条の二 第一項第 三号の二 第二号に 掲げる事 項につい て行う試 験を公安 委員会が提 供する自 動車を使 用して受 ける場合 は、三千 三百円)	法第九十 七条の二 第一項第 三号の二 第二号に 掲げる事 項につい て行う試 験を公安 委員会が提 供する自 動車を使 用して受 ける場 合にあ つては、四 千三百五 十円(法 第二号に 掲げる事 項につい て行う試 験を公安 委員会が提 供する自 動車を使 用して受 ける場 合にあ つては、四 百円)	許 車第二 種免許 に係る 自動車 又は普 通自動 車の運 転免許 の規定 の適用を 受けれる 場合
五百円 (第三十 三条の六 の二第六 号に掲げ るやむを 得ない理 由のため 更新を受 けること ができる かつた者 に対する 試験にあ つては、四 百円)	五百円 (第三十 三条の六 の二第六 号に掲げ るやむを 得ない理 由のため 更新を受 けること ができる かつた者 に対する 試験にあ つては、四 百円)	一千四百円 (第三十 三条の六 の二第六 号に掲げ るやむを 得ない理 由のため 更新を受 けること ができる かつた者 に対する 試験にあ つては、四 百円)	五百円 (第三十 三条の六 の二第六 号に掲げ るやむを 得ない理 由のため 更新を受 けること ができる かつた者 に対する 試験にあ つては、四 百円)	五百円 (第三十 三条の六 の二第六 号に掲げ るやむを 得ない理 由のため 更新を受 けること ができる かつた者 に対する 試験にあ つては、四 百円)
三千五百 五十円)	三千五百 五十円)	三千五百 五十円)	三千五百 五十円)	三千五百 五十円)

定 檢 能 技	料 数 手 付 交 証 考 格 資 員 定 檢 能 技	料 数 手 査 審	料 数 手 査 檢 能 技 転 運	料 数 手 査 檢 能 機 知 認
許 は 中 大 に 準 型 自 係 る 動 車 法 自 車 免 第 動 車 免 九 車 許 許 十 免 又				
五 二 千 九 百 十 円	二 百 円 円	円 七 百 は 二 千 に あ つ て 受 け る 場 合 動 車 を 使 用 し て 供 す る 員 会 が 提 （公 安 委 員 會）	千 五 百 円	四 百 円
五 二 万 四 百 十 円	円 九 百 五 十 円 五 十 は 八 百 に あ つ て 受 け る 場 合 動 車 を 使 用 し て 供 す る 員 会 が 提 （公 安 委 員 會）	円 二 千 五 百 円	六 百 五 十	

導指習教	料數手付交証者格資員導指習教	九条の二第四項第一号イの規定による審査(以下「技能�定員審査」という。)
許は準中型自動車免許、又 に係る法第九十免	。大型自動車第二種免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けるもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という)。	普通自動車免許に係る技能検定員審査
百円二千七	二百円	三千五百円
百円一万千八百五 十円	円九百五十	一万八千五百円

料数手習講		料数手付交証許免転運外國		料数手査審員				
る講習	法第百八条の二第 一項第一号に掲げ	。○第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けるもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という）	員審査	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これら第一種運転免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けるもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という）	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	普通自動車免許に係る教習指導員審査	九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）	
十円	四十円	九百円	三千五	一千二百円	千円	一万八百		
て五百円	三百円	五百五	九千四百	五十円	五十円			

講習に付する者に対する講習	法第二条の二第一項の表の備考の3に規定する一般運転者に対する講習	法第九十条の講習	法第九十一条の講習
並びに掲げる者（法第九十三条第一項の二第一項及びハに）に付する者（法第九十七条第一項の二第一項の二第一項）を受けている者（法第九十九条第一項の二第一項）に付する者（法第九十九条第一項の二第一項）の「普通自動車対応免許」という。）	法第七十条の第一条の第五項に規定する普通自動車対応免許（以下この表において「普通自動車対応免許」といふ。）の表による講習	（国家公安委員会規則で定める第三百三十条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習）は、三百円	三百円
五百円	五百円	五百円	五百円

第一項の規定の適用を受ける者に対する講習	普通自動車対応免許を受けている者(法第九十七条の第三号)若しくはハに掲げる者又は法第一百三十九条の第三項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	一千五百円
第一項の規定の適用を受ける者に対する講習	普通自動車対応免許を受けている者(法第九十七条の第三号)若しくはハに掲げる者又は法第一百三十九条の第三項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	一千五百円
第一項の規定の適用を受ける者に対する講習	普通自動車対応免許を受けている者(法第九十七条の第三号)若しくはハに掲げる者又は法第一百三十九条の第三項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	一千五百円

能のな検定して自動車技能と自動車技能	審査細目	区分		料数手知通		若年運転者講習
				備考	法第一百八条の二第一項第十五号又は第十六号に掲げる講習	
検定員審査に係る技能	大型免許、自動車免許又は自動車免許型	三百円	物件費及び施設費に応する額から減ずる額	一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載した免許証の再交付は、一の免許証の再交付とする。	十円八百五	講習一時間に五百五
三百円	三千七	百円	人件費に対する額から減ずる額	技能検定員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第一百十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とす	五十円	講習一時間に千四百
				る。る。	五十円	講習一時間に千三百

運転規則定項の内規第8条法規の一部を規定する事項			自動車の運転に関する技能及び技術の観察点														
運転免許第一種	審査技能検定員	普通自動車に係る技能検定員	大型自動車又は中型自動車に係る技能検定員	大型自動車に係る技能検定員													
			円百五十	五十円		百円		三百円		円百五十		五十円		百円		五百四十円	
二千円	二千円	二千円	百円二千五	円百七十五	十円二千五	六千円	六千四	百円四千四	円四千百	円一千二百	円三百五十四						

一 技能検定員審査を受けようとする者が二の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については七百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については九百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二千七百円を減ずるものとし、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百円を、

備考	知つる業運るに条法にの業運び送自七 識い法に転自規第律関適の転自動 て令閑代動定一第す正業代動業車旅 のにす行車す項二る化務行車及運客		
	査能等第大 検に二型 定係種自 員る免動 審技許車	査能等第大 検に二型 定係種自 員る免動 審技許車	特 定員審査 係運轉免 能許檢に種
	円百二 五千 十五	百三 千円 七十五	円百二 五千 十五

		技能		車の運転		必要な自動		導員として		一教習指		審査結果	
特定第一種		運転免許に	審査教習指導員	普通自動車	に係る教習	又は自動車	自動車免許	免許、中型	大型自動車	大型自動車	大型自動車	大型自動車	大型自動車
五十円				百円				三百円	三百円	三百円	三百円	三百円	三百円
円千二百	円五百四	円三千四	円五百四	円五百四	円五百四	円五百四	円五百四	百円	三千七	三千七	三千七	三千七	三千七

を、大型自動車第一種免許等に係る技能検定員審査については二百円を減ずるものとする。

二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百円を減ずるものとする。



- 三　告知をする警察官等の所属、階級（交通巡視員にあつては、その旨）及び氏名

四　告知を受ける者の住所、氏名及び生年月日

五　通告を受けるための出頭の期日及び場所並びに法第百二十九条第二項の規定による通告行為に係る車両等その他反則行為となるべきが行なわれる場所

六　反則行為が行なわれた日時及び場所、反則行為に係る車両等その他反則行為となるべき事実

七　反則行為の種別

八　反則金に相当する金額並びに仮納付の期限、場所及び方法

九　法第九章に定める手続を理解させるため必要な事項

二　告知書の様式は、内閣府令で定める。

（通告書）

第四十七条　法第二百二十七条第一項又は第二項後段に規定する書面（以下「通告書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　通告の年月日

二　通告に係る告知書の番号及び告知の年月日

三　通告を受ける者の住所、氏名及び生年月日

四　反則行為が行なわれた日時及び場所、反則行為に係る車両等その他反則行為となるべき事実

五　反則行為の種別

六　反則金（法第二百二十七条第一項後段の規定による通告を受ける者にあつては、反則金及び通告書の送付に要する費用。以下同じ。）の額

七　反則金の納付の期限、場所及び方法

二　通告書を送付するときは、前項第一号の通告の年月日については、通告書が通常到達すべき日を考慮して記載するものとし、同項第七号の反則金の納付の期限については、当該通告書に記載された通告の日の翌日から起算して十日を経過する日を記載するものとする。

三　通告書を送付するときは、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして国家公安委員会規則で定めるものに付して行うものとする。

四　通告書の様式は、内閣府令で定める。（送付による通告の効力発生時期）

第四十八条　通告書を送付した場合における法第二百二十七条第一項又は第二項後段の規定による

通告は、前条第二項の規定により記載された通告の日前に通告書の送付を受けた者について、当該記載された通告の日に効力を生ずるものとし、同日後に通告書の送付を受けた者については、その送付を受けた日に効力を生ずるものとする。

(通告書の送付費用)

**第四十九条** 法第一百三十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用は、配達証明郵便に付して送付する場合にあつては第一種郵便物の料金、書留の料金及び配達証明の料金とし、第四十七第三項の国家公安委員会規則で定める役務に付して送付する場合にあつては当該送付の料金とする。

- |               |  |
|---------------|--|
| 第五十条          | 法第二百二十七条第二項前段に規定する書面（以下「通知書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。   |
| 一             | 通知の年月日   |
| 二             | 通知に係る告知書の番号及び告知の年月日  |
| 三             | 通知を受ける者の住所、氏名及び生年月日  |
| 四             | 告知に係る種別に属する反則行為をした反則者でないと認めた旨及びその理由  |
| 五             | 通知書の様式は、内閣府令で定める。  |
| 第六十一条         | （納付期間の特例）  |
| 第五十二条         | 法第二百二十八条第一項の政令で定めるやむを得ない理由は、災害により納付の場所への交通が途絶していたことその他これに準ずる理由で法第二百二十七条第一項又は第二項後段の規定により通告を受けた者の住所地を管轄する警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）がやむを得ないと認める事情があつたこととする。  |
| （反則金の納付及び仮納付） |  |
| 第五十三条         | 法第二百二十七条第一項又は第二項後段の規定により通告を受けるときは、内閣府令で定める様式の納付書を交付するものとする。次に掲げる者は、その者の住所地を管轄する警察本部長から内閣府令で定める様式の納付書の交付を受けなければならない。  |
| 一             | 第四十七条第二項の規定により記載された通告の日後に通告書の送付を受けたことにより、当該通告書に記載された反則金の納付の期限後に反則金を納付しようとする者   |
| 二             | 前条に規定するやむを得ない理由のため通告を受けた日の翌日から起算して十日以内に反則金を納付しようとするもの  |
| 六             | 第一項、第三項及び第四項の規定は、法第二百二十九条第一項の規定による仮納付について準用する。この場合において、第一項中「法第二百二十七条第一項又は第二項後段の規定により通告」とあるのは、「法第二百二十六条第一項又は第四項の規定により告知」と、第三項第一号中「納付書（前項各号に掲げる者にあつては、同項の納付書）」とあるのは、「納付書」と、同項第二号中「通告」とあるのは、「告知」と、「告知に係るもの」とあるのは、「もの」と読み替えるものとする。 |
| 五             | 第一項の規定により納付書の交付を受けた者は、納付書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所地を管轄する警察本部長に納付書の再交付を申請することができる。  |
| 四             | 反則金の納付は、分割して行うことができない。   |
| 第五十四条         | （家庭裁判所の指示に係る反則金の納付）  |
| 第五十五条         | 法第二百三十一条の二第一項の規定による家庭裁判所の指示に係る反則金の納付をしようとする者は、同条第二項の書面を提示して、その指示をした家庭裁判所又はその支部の所在地を管轄する警察本部長から内閣府令で定める様式の納付書の交付を受けなければならぬ  |

い。ただし、当該警察本部長からその交付を受けることが困難であるときは、その者の住所地を管轄する警察本部長からその交付を受けることができる。

- 第五十四条 法第二百二十九条第二項の規定による  
通告は、告知書に記載された当該通告が行なわ  
れる場所に設けられた都道府県警察の掲示板に  
内閣府令で定める様式の書面を掲示して行なう  
ものとする。

2 前項の通告は、告知書の番号及び告知の年月  
日により通告を受ける者を特定して行なうもの  
とする。

3 第一項の通告は、同項の規定による掲示を始  
めた日から起算して三日を経過した日に効力を生  
ずるものとする。  
(期間の特例の適用がある日)

**第五十四条の二** 法第二百二十九条の二の政令で定  
める日は、次に掲げるとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律に規定する休日

二 十二月三十一日から翌年の一月三日までの  
日(前号に掲げる日を除く。)

三 土曜日

(方面本部長への権限の委任)

**第五十五条** 法第九章の規定により道警察本部長  
の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を





(自動車の運転に関する知識の教習(以下この条において「学科教習」という。)に従事する者のうち、もつばら自動車の構造及び取扱方法の教習(以下この項において「構造教習」という。)に従事する者には、二十一歳以上」とし、同項第一号中「自動車の運転に関する知識の教習(以下この条において「学科教習」という。)に従事する者にあつては、もつばら法令教習(以下この号において「法律教習」という。)とあるのは、「学科教習(学科教習)に従事する者にあつては、もつばら自動車及び道路の交通に関する法令の教習(以下この号において「法律教習」という。)に従事する者にあつては、もつばら構造教習に従事する者にあつては当該教習もつばら構造教習に従事する者にあつては当該教習もつばら法律教習及び構造教習を除く学科教習に従事する者にあつては当該教習」とする。

この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なほ従前の例による。

この政令の施行前にした反則行為の種別及び当該反則行為に係る反則金の額については、なほ従前の例による。

この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なほ従前の例による。

この政令中、第四十三条の改正規定は昭和五十年四月一日から別表第一から別表第三までの改正規定は同年七月一日から施行する。

この政令は、昭和四十八年十一月十四日から施行する。

この政令は、昭和五〇年三月一八日政令第三八号(抄)

この政令は、昭和五〇年三月一八日政令第三三三号(抄)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年三月一八日政令第三三三号)

この政令は、道路交通法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第五十三号。以下「改正法」という。)の施行の日(昭和五十三年十二月一日)から施行する。ただし、第三十二条の二に一号を加える改正規定、第三十二条の五を第三十二条の七とし、第三十二条の四を第三十二条の六とし、第三十二条の三の次に二条を加える改正規定、第三十四条第二項第一号及び第三項第一号の各改正規定、別表第一の二の改正規定(「大型自動車」を改める部分に限る。)並びに別表第一の備考の二の4の改正規定は、昭和五十四年四月一日から施行する。

後の道路交通法施行令(以下「新令」という。)は、昭和五十四年三月三十一日までの間は、改正

第三十九条の二第二号中「第三号の二まで、第五号（法第八十五条第七項又は第八項に係る部分に限る。）」とあるのは、「第三号の二まで」とする。

改正法による改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第三十九条第一項に規定する消防自動車又は救急自動車で、この政令の施行の際現に消防機関が他の者が消防のための出動に使用しているもの又は国、都道府県、市町村、日本道路公団、新東京国際空港公団若しくは医療機関が傷病者の緊急搬送のため使用しているものについては、昭和五十四年三月三十一日までの間は、新令第十三条第一項の規定にかわらず、改正法による改正後の道路交通法第三十九条第一項の政令で定める自動車とする。

この政令の施行の際現に道路の管理者その他者が使用している自動車で、道路を維持し、若しくは修繕し、又は道路標示を設置するため必要な特別の構造又は装置を有するものについては、昭和五十四年三月三十一日までの間は、新令第十四条の二第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

前二項に規定する自動車の使用者は、昭和五十四年三月三十一日までに、当該自動車について総理府令で定める事項を記載した文書を公安委員会に提出しなければならない。

前項の規定により公安委員会に提出された文書に係る自動車は、昭和五十四年四月一日に、新令第十三条第一項又は第十四条の二第一号の規定により公安委員会に届け出、又は公安委員会が指定した自動車とみなす。

この政令の施行前にした新令第三十三条の二第二項第四号の軽微な違反行為については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

旧法第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者で、この政令の施行の際現に当該免許が旧法第一百五条の規定により効力を失つた日から起算して三月を経過しているものについては、新令第三十四条の二（第三号又は第37条第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。）

この政令の施行前にした行為に係る仮運転免許の取消しの基準については、新令第三十九条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この政令の施行前に交付された旧法第九条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

四十一條の二第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

11 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

12 この政令（附則第一項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1 この政令は、昭和五十三年十二月十一日から施行する。

2 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年一二月一二日政令第三二二八号）抄

1 この政令は、昭和五十六年一月一日から施行する。

2 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

附 則（昭和五六六年三月二七日政令第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方支分部局の整理のための行政管理官設置法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十五回号）の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

附 則（昭和五七年六月二十五日政令第七三号）

この政令は、昭和五十七年七月七日から施行する。

附 則（昭和五八年五月一六日政令第一〇四号）抄

（施行期日等）

第一条 この政令は、公布の日から施行し、昭和五十八年度分の交付金及び支出金から適用する。

附 則（昭和五九年一〇月一九日政令第三一〇号）

1 この政令は、昭和六十年二月十五日から施行する。

2 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この政令の施行前にした行為に対する道路交通法第九章（これに基づく命令を含む。）及び別表の規定の適用については、なお従前の例による。

1 この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、  
それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第五十四条の次に一条を加える改正規定  
この政令の公布の日  
二 第十六条第一項を改め、同条の次に四条を  
加える改正規定及び第十七条の次に一条を加  
える改正規定 この政令の公布の日から起算  
して二十日を経過した日

三 第二十六条の三の次に四条を加える改正規  
定（第二十六条の三の二及び第二十六条の三  
の三に係る部分に限る。）、第二十六条の四の  
改正規定 別表第一の一の表の改正規定、別  
表第一の備考の二の改正規定（39、40及  
び59の4を改める部分を除く。）及び別表  
第三の表の改正規定並びに次項の規定 昭和  
六十年九月一日

四 別表第一の備考の二の59の4の改正規  
定 この政令の公布の日から起算して一年を  
経過した日

五 その他の規定 昭和六十一年一月一日  
この政令の各改正規定の施行前にした違反行  
為に付する点数については、それぞれなお従前  
の例による。

附 則（昭和六年三月三一日政令第九  
二号）

この政令は、昭和六十一年八月一日から施行  
する。

附 則（昭和六年一〇月一四日政令第  
三三九号）

1 この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、  
それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第十三条第一項第八号の次に一号を加える  
改正規定、第十八条第二項の改正規定及び別  
表第一の備考の二の59の3の改正規定並び  
に次項の規定 昭和六十一年十一月一日

二 その他の規定 昭和六十二年四月一日  
この政令の各改正規定の施行前にした違反行  
為に付する点数については、それぞれなお従前  
の例による。

3 この政令の各改正規定の施行前にした反則行  
為の種別及び当該反則行為に係る反則金の額に  
ついては、それぞれなお従前の例による。

この政令は、昭和六十二年一月一日から施行する。

**附 則（昭和六三年四月八日政令第九〇号）**

この政令は、昭和六十三年四月十日から施行する。

**附 則（昭和六三年八月九日政令第二四三号）**

この政令は、昭和六十三年八月二十九日から施行する。

**附 則（昭和六三年一〇月二一日政令第三〇九号）**

この政令は、昭和六十四年二月一日から施行する。

**附 則（平成元年九月八日政令第二五五号）**

この政令は、平成元年九月十二日から施行する。ただし、別表第一の一の表の改正規定及び別表第一の備考の二の改正規定は、同年十月一日から施行する。

**附 則（平成二年三月六日政令第二六号）**

この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二年九月一日）から施行する。ただし、第四十三条第一項の改正規定（同項の表再試験手数料の項に係る部分、同表講習手数料の項中法第一百八条の二第一項第二号に掲げる講習に係る講習手数料に係る部分及び法第八条の二第一項第五号に掲げる講習に係る講習手数料に係る部分並びに同表初心運転者講習に係る通知手数料の項に係る部分を除く。）及び第四十三条第二項を削る改正規定並びに附則第六項の規定は、平成二年四月一日から施行する。

（施行期日）  
この政令は、自動車の運転免許を受けた者及びこの政令の施行の際現に自動二輪車免許を受けた者を乗車させて自動二輪車を運転することができる者に関する経過措置

（改正後）  
この政令の施行の際現に自動二輪車免許を受けた者は、この政令の施行の日（以下「施行日」といふ。）以後に自動二輪車免許を受けた者について適用し、この政令の施行の際現に自動二輪車免許を受けている者については、なお従前の例による。

（初心運転者標識の表示義務を免除される者に関する経過措置）

**（講習手数料に関する経過措置）**

普通自動車免許を受けた者及びこの政令の施行の際現に普通自動車免許を受けている者（以下「施行時普通免許保有者」という。）のうち次に掲げるものについて適用し、施行時普通免許保有者のうち次に掲げるもの以外のものについては、なお従前の例による。

**（新令第二十六条の四の規定による）**

当該普通自動車免許を受けた日前六月以内に道路交通法（以下「法」という。）第一百条の二第一項第一号の上位免許（以下「上位免許」という。）を受けていることがある者

**（新令第二十六条の四の規定による）**

当該普通自動車免許を受けた日以後施行日の前日までの間に上位免許を受けた者

**（新令第二十六条の四の規定による）**

前項の規定によりなお従前の例によることとされる者で次に掲げるものが上位免許を受けたときは、その者は、同項の規定にかかわらず、法第七十一条の四の政令で定める者とする。

**（新令第二十六条の四の規定による）**

現に受けている普通自動車免許を受けていた期間（当該普通自動車免許の効力が停止されたいた期間を除く。次号及び第三号において同じ。）が通算して一年に達しない者（次号又は第三号に掲げる者を除く。）

**（新令第二十六条の四の規定による）**

現に受けている普通自動車免許を受けた日前六月以内に普通自動車免許を受けていたことがある者で、当該現に受けている普通自動車免許を受けた日前六月以内に受けた普通自動車免許（当該普通自動車免許の効力が停止されたいた期間を除く。）と現に受けている普通自動車免許を受けていた期間とを通算した期間が一年に達しないもの

**（新令第二十六条の四の規定による）**

現に受けている普通自動車免許を受けた日前六月以内に普通自動車免許に相当する種類の自動車の運転に関する外國の行政の運転免許を有していたことがある者で、当該外国の行政の運転免許を受けた期間と現に受けている普通自動車免許を受けた期間とを通算した期間が一年に達しないもの

**（新令第二十六条の四の規定による）**

（新令第二十六条の四の規定による）

**（新令第二十六条の四の規定による）**

（新令第二十六条の四の規定による）

**（新令第二十六条の四の規定による）**

（新令第二十六条の四の規定による）

**（新令第二十六条の四の規定による）**

（新令第二十六条の四の規定による）

**（新令第二十六条の四の規定による）**

（新令第二十六条の四の規定による）

**（新令第二十六条の四の規定による）**

（新令第二十六条の四の規定による）

行為に係る点数については、なお従前の例による。

**（講習手数料に関する経過措置）**

この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

**（新令第二十六条の四の規定による）**

この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

この政令は、貨物自動車運送事業法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。

**附 則（平成二年一〇月五日政令第三〇三号）抄**

この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成三年一月一日）から施行する。

**附 則（平成三年一月三日政令第一二号）**

この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

**附 則（平成三年五月二十四日政令第一八号）抄**

この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

**附 則（平成三年五月二十四日政令第一八号）**

この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

**附 則（平成四年六月二六日政令第二二号）**

この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

3	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
4	この政令の施行前にした反則行為の種別及び当該反則行為に係る反則金の額については、なお従前の例による。
5	附 則 (平成五年六月一六日政令第二〇〇号)
6	この政令は、平成五年七月一日から施行する。
1	（施行期日） 附 則 (平成五年九月一〇月二七日政令第三四八号) 抄
2	この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成六年五月十日。以下「施行日」という。）から施行する。（優良運転者に係る基準の特例等）
3	この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行前に定める期間は、八年（現に受けている免許に係る免許証の有効期間が満了する日（次項において「満了日」という。）が施行日から二年を経過した日以後に到来することとなる者であつて、次項第一号に掲げるもの又は当該満了日の四十日前の日以後の日において適性検査若しくは適性試験を受けた同項第二号若しくは第三号に掲げるもの（次項において「期間の特例の適用のない者」という。）にあつては、五年）とする。
4	改正法附則第三条第二項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前三年間（期間の特例の適用のない者にあつては、五年間）において違反行為をしたことがないこととする。
5	改正法による改正後の道路交通法（次号において「新法」という。）第一百一条第三項の規定により免許証の更新（免許証の有効期間の更新をいう。次号において同じ。）を受けた者
6	更新前の免許証の満了日の四十日前の日
1	新法第一百一条の二第三項の規定により免許証の更新を受けた者 同条第二項の規定による
2	新法第一百一条の二第三項の規定により免許証の更新を受けた日（当該適性検査を受けた日が更新前の免許証の満了日の四十日前の日以後であるときは、当該満了日の四十日前の日）
3	（施行期日） 附 則 (平成五年九月一〇月二七日政令第三三号) 抄
4	この政令は、平成五年七月一日から施行する。（施行期日） 附 則 (平成六年八月一七日政令第二七三号) 抄
5	この政令は、平成六年十月一日から施行する。（経過措置）
6	（施行期日） 附 則 (平成六年九月一九日政令第三〇三号) 抄
1	この政令は、平成六年十月一日から施行する。（経過措置）
2	この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。
3	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
4	（施行期日） 附 則 (平成七年六月一六日政令第二六六号) 抄
5	この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成七年法律第七十四号）の一部の施行の日（平成七年十月一日）から施行する。
6	（施行期日） 附 則 (平成八年一月二六日政令第一一二号) 抄
1	この政令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二十条の改正規定及び次項から附則第四項までの規定は、同年二月一日から施行する。
2	（経過措置）
3	前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。
4	（施行期日） 附 則 (平成九年六月二十四日政令第二二五号) 抄
5	この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成九年十月三十日）から施行する。（経過措置）
6	この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。
1	（施行期日） 附 則 (平成九年九月二十五日政令第三〇〇号) 抄
2	この政令は、平成九年十月十六日から施行する。（経過措置）
3	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
4	（施行期日） 附 則 (平成九年五月二九日政令第一六六号) 抄
5	この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成八年九月一日）から施行する。（経過措置）
6	この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。
1	（施行期日） 附 則 (平成九年一二月二五日政令第三九一号) 抄
2	この政令の施行の際現に改正前の道路交通法施行令第十三条第一項第八号の二に掲げる自動車として同項の規定による指定を受けている自動車にした反則行為の種別及び当該反則行為に



いる法人は、施行日に新令第三十九条の五第一項第三号の規定による指定を受けたものとみなす。

附 則（平成一六年三月一九日政令第五〇号）  
抄  
(施行期日)

法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

二 改正法附則第十条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて中型免許を受けた者

2 施行日前に旧令第三十九条の五第一項第三号の規定による指定を受けた法人が作成した旧法第一百七条の二の翻訳文は、新令第三十九条の五第一項第三号の規定による指定を受けた法人が

**第十五条** 施行日前に交付された道路交通法第百九条第一項の保管証の有効期間については、新作成した新法第百七条の二の翻訳文とみなす。

令第四十一条の三第一項の規定にかかるわらず、  
なお従前の例による。

なお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料について、新令第四十三条第一項の規定にかかるはず、なる並前の例による。

**第十七条** 施行日前において新令別表第二の備考の一の1又は3に該当したことは、同表の備考の見三に又は四、同表の見三の前項二

2 の規定にかかるらず 同表に規定する前歴としないものとする。

2又は4に該当したことは、その後一年間に、違反行為をしたことがなく、かつ、免許の効力の停止又は六月を超えない範囲内の期間の自動

車等の運転の禁止の処分のいずれをも受けたことがない場合には、同表の備考の規定にかかわらず、同表に規定する前歴としないものとする。

附則（平成一四年一二月一八日政令第三八五号）抄

**第一条** この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成二四年一二月一八日政令第三八六号）抄  
（施行期日）

附 則（平成一五年四月二三日政令第二  
一三号）少

1 この政令は、薬事法及び採血及び供血あつせ  
一三号) 扱

ん業取締法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十五年七月三十日）から施行する。

二号) 附則(平成一六年二月一六日政令第二

この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

二 改正法附則第十条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされ  
中型免許を受けた者

**第三条** 施行日において現に旧法第九十九条第一項の規定により旧法第八十四条第三項の大型自動車免許（以下「旧法大型免許」という。）又は同条第四項の大型自動車第二種免許（以下「旧法大型第二種免許」という。）に係る指定自動車教習所として指定されている自動車教習所は、それぞれ新法第九十九条第一項の規定により新法第八十四条第三項の大型自動車免許（以下「大型免許」という。）及び中型免許又は同条第四項の大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）及び中型免許又は同条第四項の大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）及び同項の中型自動車免許（以下「中型免許」という。）に係る指定自動車教習所として指定されたものとみなす。ただし、当該自動車教習所が、施行日の前日までに、国家公安委員会規則で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

**第四条** 施行日において現に旧法第九十九条第一項の規定により旧法普通免許又は旧法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許（以下「旧法普通第二種免許」という。）に係る指定自動車教習所として指定されている自動車教習所は、それぞれ新法第九十九条第一項の規定により普通免許又は新法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）に係る指定自動車教習所として指定されたものとみなす。ただし、当該技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証又は教習指導員資格者証とみなす。たゞ、当該技能�定員資格者証又は教習指導員資格者証の交付を受けている者が、施行日の前日までに、国家公安委員会規則で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。



1	この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月十九日）。以下「施行日」という。）から施行する。（経過措置）
2	施行日前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。
3	施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則	（平成二十一年四月二十五日政令第一号）
（施行期日）	（四九号）
この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。ただし、第十三条规定は、公布の日から施行する。	
附 則	（平成二十一年八月二八日政令第二号）
（施行期日）	（二六号）
この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。ただし、第十三条规定は、公布の日から施行する。	
附 則	（平成二十一年一月三〇日政令第一号）
（施行期日）	（二号）
この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日）。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十三条第一項の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。（経過措置）	
附 則	（平成二十一年一二月一八日政令第二号）
（施行期日）	（二九号）
この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月十九日）から施行する。	
附 則	（平成二三年一二月二六日政令第四号）
（施行期日）	（四一号）
この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。	
附 則	（平成二十四年三月二二日政令第五号）
（施行期日）	（四号）抄
この政令は、法の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。（経過措置）	
附 則	（平成二十四年九月一日）
（施行期日）	（二号）
この政令による改正後の第三十四条の三第二項第一号の規定は、この政令の施行の日以後に運転免許が失効したため、一般違反行為（道路交通法施行令第三十三条の二第一項第一号に規定する一般的違反行為をいう。）又は同令別表第一項の改正規定、第四十二条第一項第三項の改正規定、第四十四条第一項第二号の改正規定、別表第二の改正規定及び別表第六の改正規定第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年九月一日）	
附 則	（平成二六年一二月二一日政令第六号）
（施行期日）	（三号）
この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。（経過措置）	
附 則	（平成二六年三月一四日政令第六号）
（施行期日）	（三号）
この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。（経過措置）	
附 則	（平成二六年六月一四日政令第一号）
（施行期日）	（七九号）
この政令は、公布的日から施行する。	
附 則	（平成二五年一月一三日政令第一号）
（施行期日）	（三一〇号）
この政令は、公布的日から施行する。	
附 則	（平成二七年三月一八日政令第七号）
（施行期日）	（四号）抄
この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年三月一日）から施行する。	



正する法律附則第二条第二号に定める準中型自動車免許を除く。(2)において同じ。」とする。

新法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者又は同項第五号に規定する特定取消処分者で、次の各号のいずれかに該当する者に対する新令第三十三条の六第一項第一号ニ(1)の規定の適用については、同号ニ(1)中「準中型自動車免許」とあるのは、「準中型自動車免許(当該受けようとする免許が大型自動車免許又は中型自動車免許である場合にあつては、道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号)附則第二条第二号に定める準中型自動車免許を除く。)」とす

る。改正法附則第二条の規定により準中型免許とみなされる旧法普通免許を受けていた者とみなされる指定自動車教習所としての指定の申請が行われた自動車教習所については、それぞれ当該各号に定める免許を当該申請に係る免許とみなして、新令第三十五条第三項第一号及び第三号の規定を適用する。この場合において、同号中「割合」とあるのは、「割合として内閣府令で定めるところにより算出した数値」とする。

一 中型免許 旧法中型免許  
二 準中型免許 旧法中型免許  
三 普通免許 旧法普通免許  
四 中型第二種免許 旧法中型第二種免許  
五 普通第二種免許 旧法普通第二種免許

第八条 改正法施行日前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

第九条 改正法附則第七条第二項の規定により読み替えて適用する新法第七十一条の五第一項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 現に受けている準中型免許に係る改正法附則第二条第二号に規定する限定が解除された日(以下「限定解除日」という。)前六月以内に当該免許に係る新法第七十一条の五第二項の上位免許(第三号において「上位免許」という。)を受けていたことがある者と現に受けている準中型免許に係る限定解除日前六月以内に準中型自動車に相当する種類

の自動車の運転に関する本邦の域外にある国又は地域(以下この号において「外国等」という。)の行政庁又は権限のある機関の運転免許を受けたことのある者で、当該外国等の行政庁又は権限のある機関の運転免許を受けた期間のうち当該外国等に滞在していった期間が通算して一年以上のもの。

三 現に受けている準中型免許に係る限定解除日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

附 則 (平成三十一年一月四日政令第一号)

(施行期日) 1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

三 現に受けている準中型免許に係る限定解除日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

附 則 (平成三十一年三月一五日政令第三号)抄

(施行期日) 1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

二 現に受けている準中型免許に係る限定解除日前六月以内に準中型自動車に相当する種類

の自動車の運転に関する本邦の域外にある国又は地域(以下この号において「外国等」という。)の行政庁又は権限のある機関の運転免許を受けたことのある者で、当該外国等の行政庁又は権限のある機関の運転免許を受けた期間のうち当該外国等に滞在していった期間が通算して一年以上のもの。

三 現に受けている準中型免許に係る限定解除日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

附 則 (平成三十一年三月一五日政令第三号)一号

(施行期日) 1 この政令は、平成三十一年三月一五日から施行する。

三 現に受けている準中型免許に係る限定解除日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

附 則 (平成三十一年三月一五日政令第三号)二号

(施行期日) 1 この政令は、平成三十一年三月一五日から施行する。

三 現に受けている準中型免許に係る限定解除日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

附 則 (平成三十一年三月一五日政令第三号)三号

(施行期日) 1 この政令は、平成三十一年三月一五日から施行する。

三 現に受けている準中型免許に係る限定解除日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

附 則 (平成三十一年三月一五日政令第三号)四号

(施行期日) 1 この政令は、平成三十一年三月一五日から施行する。

三 現に受けている準中型免許に係る限定解除日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

附 則 (平成三十一年三月一五日政令第三号)五号

(施行期日) 1 この政令は、平成三十一年三月一五日から施行する。

二 現に受けている準中型免許に係る限定解除日前六月以内に準中型自動車に相当する種類

の自動車の運転に関する本邦の域外にある国又は地域(以下この号において「外国等」という。)の行政庁又は権限のある機関の運転免許を受けたことのある者で、当該外国等の行政庁又は権限のある機関の運転免許を受けた期間のうち当該外国等に滞在していった期間が通算して一年以上のもの。

三 現に受けている準中型免許に係る限定解除日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

附 則 (平成三十一年三月一五日政令第三号)六号

(施行期日) 1 この政令は、平成三十一年三月一五日から施行する。

三 現に受けている準中型免許に係る限定解除日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

附 則 (平成三十一年三月一五日政令第三号)七号

(施行期日) 1 この政令は、平成三十一年三月一五日から施行する。

三 現に受けている準中型免許に係る限定解除日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

附 則 (平成三十一年三月一五日政令第三号)八号

(施行期日) 1 この政令は、平成三十一年三月一五日から施行する。

三 現に受けている準中型免許に係る限定解除日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

附 則 (平成三十一年三月一五日政令第三号)九号

(施行期日) 1 この政令は、平成三十一年三月一五日から施行する。

三 現に受けている準中型免許に係る限定解除日前六月以内に準中型自動車に相当する種類

の自動車の運転に関する本邦の域外にある国又は地域(以下この号において「外国等」という。)の行政庁又は権限のある機関の運転免許を受けたことのある者で、当該外国等の行政庁又は権限のある機関の運転免許を受けた期間のうち当該外国等に滞在していった期間が通算して一年以上のもの。

三 現に受けている準中型免許に係る限定解除日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

附 則 (平成三十一年三月一五日政令第三号)一〇号

(施行期日) 1 この政令は、平成三十一年三月一五日から施行する。

三 現に受けている準中型免許に係る限定解除日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

附 則 (平成三十一年三月一五日政令第三号)一一号

(施行期日) 1 この政令は、平成三十一年三月一五日から施行する。

三 現に受けている準中型免許に係る限定解除日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

附 則 (平成三十一年三月一五日政令第三号)一二号

(施行期日) 1 この政令は、平成三十一年三月一五日から施行する。

三 現に受けている準中型免許に係る限定解除日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

附 則 (平成三十一年三月一五日政令第三号)一二号

(施行期日) 1 この政令は、平成三十一年三月一五日から施行する。

三 現に受けている準中型免許に係る限定解除日前六月以内に準中型自動車に相当する種類



備考		法第四十九条の三第二項若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車しているもの又は法第四十九条第一項のパークィング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区内において駐車している場合において当該車両に当該パークィング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、法第四十九条の三第四項の規定に違反しているもの					
車付原は又車輪二	車通普	車型大	円千六	円万一	円千二万一		
車付原は又車輪二	車通普	車型大	円千六	円万一	円千二万一		
点九十	点五十五	点二十二	数点				
酒気帯び(○・二五未満)速度超過(五 十以上)	一般違反行為の種別	無免許運転、酒気帯び運転(○・二五以上)、過労運転等、妨害運転(交通の危険のおそれ)又は共同危険行為等禁止違反	係	一 一般違反行為に付する基礎点数	別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十四条の三、第三十六条の三、第三十七条の三、第三十七条の八、第三十七条の十、第三十九条の二の二、第四十二条の三関係	二 この表の放置車両の種類の欄に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。	三 「大型車」とは、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車及び重被牽引車をいう。
					4 「原付車」とは、小型特殊自動車及び原動機付自転車をいう。	3 「二輪車」とは、大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。	1 「大型車」とは、大型自動車、中型自動

			使用条件違反、高速自動車国道等措置令違反、本線車道横断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違反（長時間駐車）
混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過（二十未満）、道路外出右左折方法違反、道路外出右左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、自動車等交差点右左折方法違反、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、環状交差点左折等方法違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、駐停車違反（駐車禁止場所等）、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制限超過（普通五割未満）、積載物大きさ制限超過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽引違反、原付牽引違反、整備不良（尾灯等）、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、初心運転者等保護義務違反、座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心運転者標識表示義務違反、故障車両表示義務違反又は表示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反	一 点		
上）運転傷害等（治療期間三ヶ月以上又は後遺障害）又は危険運転致傷等（治療期間三ヶ月以上又は後遺障害）	特定違反行為の種別 運転殺人等又は危険運転致死等	基礎点数 五 十	点数 六 十 五 十
運転傷害等（治療期間三十日以上）又は危険運転致傷等（治療期間三十日以	二 一 特定違反行為に付する基礎点数		

き（その症状が固定したときを含む）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のものをいう。以下この表において同じ。)が存するもの。	傷害事故のうち、治療期間が三十日以上三月未満であるものの後遺障害が存するものを除く。	傷害事故のうち、治療期間が十五日未満であるものの後遺障害が存するものを除く。	傷害事故のうち、治療期間が十五日未満であるものの後遺障害が存するものを除く。
九点	六点	三点	二点
六点	四点		

一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

1 傷害事故のうち治療期間が十五日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）又は建造物の損壊に係る交通事故による。

2 一の表又は二の表の上欄に掲げる違反行為の種別に応じ、これらの表の下欄に掲げる点数とする。この場合において、同時に二以上の種別の違反行為に当たるときは、これらの違反行為の点数のうち最も高い点数（同じ点数のときは、その点数）によるものとする。

(口) 法第百七条の五第一項第一号の罪に犯をした場合において、法第百七条の五第一項第一号の罪に当たる行為をしたときは、(イ)による点数に、五点を加えた点数とする。

3 二の119から128までに規定する行為をした場合において、法第百七条の五第一項第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 「無免許運転」とは、法第六十四条第一項の規定に違反する行為をいう。
- 2 「酒気帯び運転（〇・二五以上）」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち身体に血液一ミリリットルにつき〇・五ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・二五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で運転する行為をいう。

- 3 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為（130に規定する行為を除く。）をいう。
- 4 「妨害運転（交通の危険のおそれ）」とは、法第一百七条の二の二第二項第八号の罪に当たる行為をいう。
- 5 「共同危険行為等禁止違反」とは、法第六十八条の規定に違反する行為をいう。

- 6 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上等）」とは、身体に第四十四条の三に定める程度以上のアルコールを保有する状態（2に規定する状態を除く。）で運転している場合における11から13ままでに規定する行為をいう。
- 7 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満等）」とは、6に規定する状態で運転している場合における14から18ままでに規定する行為をいう。

- 8 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満等）」とは、6に規定する状態で運転している場合における19又は21から23ままでに規定する行為をいう。
- 9 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満等）」とは、6に規定する状態で運転している場合における19又は21から23ままでに規定する行為をいう。

- 10 「酒気帯び運転（〇・二五未満）」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち6に規定する状態で運転する行為（6から9まではに規定する行為を除く。）をいう。

- 11 「大型自動車等無資格運転」とは、法第八十五条第五項から第十項までの規定に違反する行為をいう。
- 12 「仮免許運転違反」とは、法第八十七条第二項後段の規定に違反する行為をい

- 13 「速度超過（五十以上）」とは、法第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を超える速度で運転する行為（以下「速度超過」という。）のうち、その超える速度が五十キロメートル以下のものを行う。

- 14 「速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が三十キロメートル（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上五十キロメートル毎時未満のものを行う。
- 15 「積載物重量制限超過（大型等十割以上）」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして運転する行為（以下「積載物重量制限超過」という。）のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの（大型自動車等（法別表第二に規定する大型自動車等をいう。以下同じ。）を運転する場合におけるものに限る。）をいう。

- 16 「携帯電話使用等（交通の危険）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為（同号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた場合に限る。）をいう。
- 17 「無車検運行」とは、道路運送車両法第五十八条第一項の規定に違反する行為をいう。

- 18 「無保険運行」とは、自動車損害賠償保険法第五条の規定に違反する行為をい

- 19 「速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満等）」とは、6に規定する状態で運転している場合における25から47まで、49から64まで又は66から118ままでに規定する行為をいう。

- 20 「放置駐車違反（駐停車禁止場所等）」とは、法第四十四条第一項、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の人第一項の規定の違反となるような行為（法第四十九条の三第三項の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所（指定駐車場所を除く。）における行為に限り、法第四十九条の四の規定の違反となるよう

となるような行為については法定駐停車禁止場所における行為に限る。以下「駐停車禁止場所等違反行為」という。）のうち、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（以下「放置行為」という。）に該当するときのもの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのものをいう。

21 「積載物重量制限超過（大型等五割以上十割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの（大型自動車等を運転する場合におけるものに限る。）をいう。

22 「積載物重量制限超過（普通等十割以上）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上十割未満のもの（15に規定する行為を除く。）をいう。

23 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注视する行為（16に規定する場合を除く。）をいう。

24 「保管場所法違反（道路使用）」とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十一條第一項の規定に違反する行為をいう。

25 「警察官現場指示違反」とは、法第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示に従わない行為をいう。

26 「警察官通行禁止制限違反」とは、法第六条第四項の規定による警察官の禁止又は制限に従わない行為をいう。

27 「信号無視」とは、法第七条の規定の違反となるような行為をいう。

28 「通行禁止違反」とは、法第八条第一項の規定の違反となるような行為をいう。

29 「歩行者用道路通行違反」とは、法第九条の規定の違反となるような行為をい

- 3 1 「歩行者側方安全間隔不保持等」とは、法第十八条第二項の規定の違反となるような行為をいう。

3 2 「速度超過（二十以上二十五未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十キロメートル毎時以上二十五キロメートル毎時未満のものをいう。

3 3 「急ブレーキ禁止違反」とは、法第十四条の規定に違反する行為をいう。

3 4 「法定横断等禁止違反」とは、法第二十五条の二第一項の規定の違反となるような行為をいう。

3 5 「高速自動車国道等車間距離不保持」とは、法第二十六条までの規定の違反となるような行為をいう。

3 6 「追越し違反」とは、法第二十八条から第三十条までの規定の違反となるような行為をいう。

3 7 「路面電車後方不停止」とは、法第三十一条の規定の違反となるような行為をいう。

3 8 「踏切不停止等」とは、法第三十三条第一項の規定の違反となるような行為をいう。

3 9 「遮断踏切り」とは、法第三十三条第二項の規定の違反となるような行為をいう。

4 0 「優先道路通行車妨害等」とは、法第三十六条第二項又は第三項の規定の違反となるような行為をいう。

4 1 「交差点安全進行義務違反」とは、法第三十六条第四項の規定の違反となるような行為をいう。

4 2 「環状交差点通行車妨害等」とは、法第三十七条の二第一項又は第二項の規定の違反となるような行為をいう。

4 3 「環状交差点安全進行義務違反」とは、法第三十七条の二第三項の規定の違反となるような行為をいう。

4 4 「横断歩行者等妨害等」とは、法第三十八条又は第三十八条の二の規定の違反となるような行為をいう。

4 5 「徐行場所違反」とは、法第四十二条の規定の違反となるような行為をいう。

4 6 「指定場所一時不停止等」とは、法第四十三条の規定の違反となるような行為をいう。

- 47 「駐停車違反（駐停車禁止場所等）」とは、駐停車禁止場所等違反行為のうち、20に規定する行為以外のものをいう。

48 「放置駐車違反（駐停車禁止場所等）」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為（法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為についての規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。）のうち、その行為が放置行為として該当するもの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのものとされるものに限る。）をいう。

49 「積載物重量制限超過（大型等五割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十分の一セント未満のもの（大型自動車等を運転する場合におけるものに限る。）をいう。

50 「積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十分の一セント以上百パーセント未満のもの（21セント以上百パーセント未満のものに規定する行為を除く。）をいう。

51 「整備不良（制動装置等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（制動装置、かじ取装置、走行装置、自動運行装置又は騒音防止装置に係るものに限る。）をいう。

52 「作動状態記録装置不備」とは、法第六十三条の二の二第一項の規定に違反する行為をいう。

53 「安全運転義務違反」とは、法第七十二条の規定に違反する行為をいう。

54 「幼児等通行妨害」とは、法第七十二条第二号又は第二号の三の規定に違反する行為をいう。

55 「安全地帯徐行違反」とは、法第五条の規定に違反する行為をいう。

56 「騒音運転等」とは、法第七十一条第5号の三の規定に違反する行為をいう。

57 「消音器不備」とは、法第七十一条の規定に違反する行為をいう。

58 「大型自動二輪車等乗車方法違反」とは、法第七十七条の四第四項から第七項までの規定に違反する行為をいう。

- 59 「自動運行装置使用条件違反」とは、法第七十一条の四の二第一項の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わない行為をいう。

60 「高速自動車国道等措置命令違反」とは、法第七十五条の三の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わない行為をいう。

61 「本線車道横断等禁止違反」とは、法第七十五条の五の規定の違反となるような行為をいう。

62 「高速自動車国道等運転者遵守事項違反」とは、法第七十五条の十の規定に違反する行為（本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線において当該自動車を運転することができなくなつた場合又は当該自動車に積載している物を当該高速自動車国道等に転落させ、若しくは飛散させた場合に限る。）をいう。

63 「免許条件違反」とは、法第九十一条若しくは第九十五条の二第二項の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は法第百七条の四第三項の規定による公安委員会の命令に違反して運転する行為をいう。

64 「番号標表示義務違反」とは、道路運送車両法第十九条又は第七十三条第一項（同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反する行為をいう。

65 「保管場所法違反（長時間駐車）」とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律第十一条第二項の規定に違反する行為をいう。

66 「混雜緩和措置命令違反」とは、法第六条第二項の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わない行為をいう。

67 「通行許可条件違反」とは、法第八条第五項の規定により警察署長が付した条件に違反する行為をいう。

68 「通行帯違反」とは、法第二十条の規定の違反となるような行為をいう。

69 「路線バス等優先通行帯違反」とは、法第二十条の二第一項の規定の違反となるような行為をいう。

70 「軌道敷内違反」とは、法第二十一条の規定の違反となるような行為をいう。

71 「速度超過（二十未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十キロメートル毎時未満のものをいう。

- 7 2 「道路外出右左折方法違反」とは、法第二十五条第一項又は第二項の規定の違反となるような行為をいう。

7 3 「道格外出右左折合図車妨害」とは、法第二十五条第三項の規定の違反となるような行為をいう。

7 4 「指定横断等禁止違反」とは、法第二十五条の二第二項の規定の違反となるような行為をいう。

7 5 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為（35に規定する行為を除く。）をいう。

7 6 「進路変更禁止違反」とは、法第二十六条の二第二項又は第三項の規定の違反となるような行為をいう。

7 7 「追い付かれた車両の義務違反」とは、法第二十七条の規定の違反となるような行為をいう。

7 8 「乗合自動車発進妨害」とは、法第三十一条の二の規定の違反となるような行為をいう。

7 9 「割込み等」とは、法第三十二条の規定の違反となるような行為をいう。

8 0 「自動車等交差点右左折方違法違反」とは、法第三十四条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定の違反となるような行為をいう。

8 1 「交差点右左折等合図車妨害」とは、法第三十四条第六項（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定の違反となるような行為をいう。

8 2 「指定通行区分違反」とは、法第三十五条第一項の規定の違反となるような行為をいう。

8 3 「環状交差点左折等方法違反」とは、法第三十五条の二の規定の違反となるような行為をいう。

8 4 「交差点優先車妨害」とは、法第三十六条第一項又は第三十七条の規定の違反となるような行為をいう。

8 5 「緊急車妨害等」とは、法第四十条又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の規定の違反となるような行為をいう。

8 6 「駐停車違反（駐車禁止場所等）」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の三第二項から第四項まで、第四十九条の四又



前歴	者あるがる	前歴	者あるがる	前歴	者あるがる	前歴	欄第一
上回が前で以三歴	上以点十三	上以点五十三	上以点十四	上以点五十四	上以点五十四	上以点五十四	欄第二
二か五二十ら点十	で点十ら点三ま四三か十	まで点十ら点三十	まで点十ら点三十	で点十ら点四ま四四か十	欄第三	欄第三	欄第三
十ら点二四二か十	まで点十ら点十	まで点十ら点三十	まで点十ら点三十	まで点十ら点三十	欄第四	欄第四	欄第四
で点十か十ま九ら点	で点十ら点二ま四二か五	で点十ら点二ま九二か十	で点十ら点二ま九二か十	まで点十ら点三十	欄第五	欄第五	欄第五
まで点九ら点	で点十か五ま四ら点	で点十か十ま九ら点	で点十か十ま九ら点	で点十ら点二十五	欄第六	欄第六	欄第六
は又点二	でま点四らか点二	でま点九らか点四	でま点四十らか点六	でま点四十らか点六	欄第七	欄第七	欄第七

前歴	者あるがる	前歴	者あるがる	前歴	欄第一	者ある
十五	上以点十六	上以点五十六	上以点十七	上以点十七	欄第二	九
十五	でま点九十五らか点五十五	でま点四十六らか点十六	でま点九十六らか点五十六	でま点九十六らか点五十六	欄第三	まで
十四	でま点四十五らか点十五	でま点九十五らか点五十五	でま点四十六らか点十六	でま点四十六らか点十六	欄第四	点ま
十四	でま点九十四らか点五十四	でま点四十五らか点十五	でま点九十五らか点五十五	でま点九十五らか点五十五	欄第五	ー
十三	でま点四十四らか点十四	でま点九十四らか点五十四	でま点四十五らか点十五	でま点四十五らか点十五	欄第六	ー
	でま点九十三らか点五十三	でま点四十四らか点十四	でま点九十四らか点五十四	でま点四十四らか点五十四	欄第七	ー
		でま点九十三らか点五十三	でま点四十四らか点十四	でま点四十四らか点十四	欄八	三
			でま点九十三らか点五十三	でま点九十三らか点五十三	欄九	ー

備考	者あるがる	前歴	上以点五
一の表及び二の表に規定する前歴とは、累積点数に係る当該違反行為をした日を起算日とする過去三年以内において次の1から4までのいずれかに該当したことをいう。ただし、免許を受けた期間が通算して一年となつたことがある場合において、当該期間の初日に当たる日から末日に当たる日までの間に、違反行為をしたことがなく、かつ、第三十三条の二第三項第二号に規定する免許の取消し若しくは六月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分又は同項第三号に規定する処分のいずれも受けたことがないときにおいては、当該初日に当たる日前のものを除き、次の1又は3に該当した場合にあつては、その前のものを除く。	者あるがる	前歴	上以点五
2 違反行為をしたことを理由として法第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は法第一百七条の五第一項の規定若しくは同条第九項において準用する法律第一百三条第四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けたこと（同条第七項の規定により指定されたこと）（同条第七項の規定により指定されることは法第一百七条の五第一項の規定による六月を超える期間内に違反行為をしたことがない場合に限る。）	者あるがる	前歴	でま点四十五らか点五
3 違反行為をしたことを理由として法第一百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の効力の停止又は法第一百七条の五第一項の規定若しくは同条第九項において準用する法律第一百三条第四項の規定による六月を超える期間内に違反行為をしたことがない場合に限る。（当該違反行為をした後それぞれ二年又は五年に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄又は第六欄に掲げる点数に該当したこと）	者あるがる	前歴	でま点九十四らか点五
4 重大違反等で別表第二の一の表に定める点数が十五点から十九点までである一般違反行為に係るもの、人の死亡に係る道路外致死傷（別表第五第一号に掲げるものを除く。）又は人の傷害に係る道路外致死傷（治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。）で専ら当該行為をした者の不注意によるもの	者あるがる	前歴	でま点四十四らか点五
4 重大違反等で別表第二の一の表に定める点数が六点から十四点までである一般違反行為に係るもの又は人の傷害（治療期間が十五日以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。）に係る道路外致死傷（前号及び別表第五第二号から第四号までに掲げるものを除く。）	者あるがる	前歴	でま点九十三らか点五

別表第四（第三十三条の二、第三十三条の七、第三十四条の三、第三十七条の八、第三十八条、第三十九条の三関係）	別表第五（第三十三条の二、第三十三条の七、第三十七条の八、第三十八条、第三十九条の三関係）
二 第三十三条の二第四項の規定は、一の3又は4の二年、一年及び六月の期間について準用する。	二 第三十三条の二第四項の規定は、一の3又は4の二年、一年及び六月の期間について準用する。
三 重大違反等で別表第二の一の表に定める点数が十五点から十九点までである一般違反行為に係るもの、人の死亡に係る道路外致死傷（別表第五第一号に掲げるものを除く。）又は人の傷害に係る道路外致死傷（治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。）で専ら当該行為をした者の不注意によるもの	三 重大違反等で別表第二の一の表に定める点数が六点から十四点までである一般違反行為に係るもの又は人の傷害（治療期間が十五日以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。）に係る道路外致死傷（前号及び別表第五第二号から第四号までに掲げるものを除く。）
四 重大違反等で別表第二の一の表に定める点数が六点から十四点までである一般違反行為に係るもの又は人の傷害（治療期間が十五日以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。）に係る道路外致死傷（前号及び別表第五第二号から第四号までに掲げるものを除く。）	四 重大違反等で別表第二の一の表に定める点数が六点から十四点までである一般違反行為に係るもの又は人の傷害（治療期間が十五日以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。）に係る道路外致死傷（前号及び別表第五第二号から第四号までに掲げるものを除く。）
5 人の死亡に係る道路外致死傷で故意（人の傷害に係るものも含む。）によるもの又は自	5 人の死亡に係る道路外致死傷で故意（人の傷害に係るものも含む。）によるもの又は自

										動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるもの																
二 人の傷害（治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。）に係る道路外致死傷で故意（人の殺害に係るもの）を含む。以下この表において同じ。）によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるもの										二 人の傷害（治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。）に係る道路外致死傷で故意（人の殺害に係るもの）を含む。以下この表において同じ。）によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるもの																
三 人の傷害（治療期間が三十日以上三月未満であるものに限り、後遺障害が存するものを除く。）に係る道路外致死傷で故意によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるもの										三 人の傷害（治療期間が三十日以上三月未満であるものに限り、後遺障害が存するものを除く。）に係る道路外致死傷で故意によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるもの																
四 人の傷害（治療期間が三十日未満であるものに限り、後遺障害が存するものを除く。）に係る道路外致死傷で故意によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるもの										四 人の傷害（治療期間が三十日未満であるものに限り、後遺障害が存するものを除く。）に係る道路外致死傷で故意によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるもの																
別表第六（第四十五条関係）										別表第六（第四十五条関係）																
一 積載物重量制限超過（普通）										一 積載物重量制限超過（普通）																
二十割以上										二十割以上																
車普通	車大型	車原付	車二輪	車普通	種類等の車両	反則行為の種類										四 速度超過（高速三十五以上三十五未満）又は積載物重量制限超過（五割未満）										
万三	円万四	円千五万二	円万三	円千五万三	額の金則反	當たるもの										三 積載物重量制限超過（五割以上十割未満）										
等二）場所等（高齢運転者等専用場所）放置駐車違反（駐停車禁止）										等二）場所等（高齢運転者等専用場所）放置駐車違反（駐停車禁止）																
五 速度超過（高速三十五以上三十五未満）又は積載物重量制限超過（五割未満）										五 速度超過（高速三十五以上三十五未満）又は積載物重量制限超過（五割未満）																
車普通	車大型	車原付	車二輪	車普通	車大型	車原付	車二輪	車普通	車大型	車原付	車二輪	車普通	車大型	車原付	車二輪	六 速度超過（二十五以上三十未満）又は携帯電話使用等（保持）										
万三	円千七万二	円千五万一	円万二	円千五万二	円万三	円万二	円千五万二	円万三	円万四	円万二	円万三	円千五	當たるもの													
等八）所等（高齢運転者等専用場所）放置駐車違反（駐車禁止）										等八）所等（高齢運転者等専用場所）放置駐車違反（駐車禁止）																
七 放置駐車違反（駐停車禁止）										七 放置駐車違反（駐停車禁止）																
車大型	付は車大型	車原付	車二輪	車普通	引被は車大型	車原付	車二輪	車普通	車大型	付は車大型	車原付	車二輪	車普通	車大型	付は車大型	九 放置駐車違反（駐車禁止場所等）										
重又	車大型	付は車二輪	車普通	引被は車大型	車原付	車二輪	車普通	車大型	付は車大型	付は車大型	車原付	車二輪	車普通	車大型	付は車大型	十 速度超過（二十以上二十五未満）又は大型自動二輪車等乗用方法違反										
三万二	円万二	円千一万一	円千八万一	円千五万二	円千二万一	円千五万一	円千八万一	円千五万二	円千二万一	三万二	円万一	円千八万一	円千五万二	円千二万一	円万二	十一 駐停車違反（駐停車禁止場所等）										
等十一）場所等（高齢運転者等専用場所）駐停車違反（駐停車禁止）										等十一）場所等（高齢運転者等専用場所）駐停車違反（駐停車禁止）																
車大型	車大型	車原付	車二輪	車普通	車大型	付は車大型	車原付	車二輪	車普通	車大型	付は車大型	車原付	車二輪	車普通	車大型	付は車大型	九 放置駐車違反（駐車禁止場所等）									
七万一	七万一	円万一	円千二万一	円千五万一	円万二	円千九	円千五万一	円千五万二	円千万一	七万一	円万一	円千二万一	円千五万二	円千万一	円千七万一	円千	十 速度超過（二十以上二十五未満）又は大型自動二輪車等乗用方法違反									

等 所 等 (高 齢 運 転 者 等 專 用 場 所)	十四 駐停車違反 (駐車禁止場所)		十三 駐停車違反 (駐停車禁止場所等 (高齢運転者等専用場所 以外))		十二 速度超過 (十五以上二十 未満) 又は遮断踏切立入り					
車 大 型	付 車 は 原 又 輪	車 普 通	車 大 型	車 原 付	車 二 輪	車 普 通	車 大 型	付 車 は 原 又 輪	車 普 通	車 普 通
四 万 一	円 千 七	円 千 二 万 一	円 千 五 万 一	円 千 七	円 千 九	円 千 二 万 一	円 千 五 万 一	円 千 九	円 千 四 万 一	円 千

十五 所等 (高齢運転者等専用場所等 以外)	駐停車違反(駐車禁止場)	十五 所等 (高齢運転者等専用場所等 以外)	駐停車違反(駐車禁止場)										
十七 信号無視(点滅)、通行禁 止違反、歩行者用道路通行違反、 歩行者側方安全間隔不保持等、 急ブレーキ禁止違反、法定横断 等禁止違反、路面電車後方不停 止、優先道路通行車妨害等、環 状交差点通行車妨害等、徐行場 所違反、指定場所一時不停止等、 積載物大きさ制限超過、積載方	十六 速度超過(十五未満)、信 号無視(赤色等)、通行区分違反 、高速自動車国道等車間距離不 保持、追越し違反、踏切不停止 等、交差点安全進行義務違反、 環状交差点安全進行義務違反、 横断歩行者等妨害等、整備不良 (制動装置等)、作動状態記録装 置不備、安全運転義務違反、自 動運行装置使用条件違反、本線 車道横断等禁止違反又は高速自 動車国道等運転者遵守事項違反	十六 速度超過(十五未満)、信 号無視(赤色等)、通行区分違反 、高速自動車国道等車間距離不 保持、追越し違反、踏切不停止 等、交差点安全進行義務違反、 環状交差点安全進行義務違反、 横断歩行者等妨害等、整備不良 (制動装置等)、作動状態記録装 置不備、安全運転義務違反、自 動運行装置使用条件違反、本線 車道横断等禁止違反又は高速自 動車国道等運転者遵守事項違反	付 車 原 付	車 二 輪	車 普 通	付 車 原 付	車 二 輪	車 普 通	引 車 被 牽	車 又 重	付 車 原 付	車 二 輪	車 普 通
円 千 七	円 千 九	円 千 六	円 千 七	円 千 九	円 千 二 万 一	円 千 六	円 万 一	円 千 二 万 一	円 千 八	円 千 二 万 一	円 千 九		

免許証不携帯	二十 警音器使用制限違反又は	十九 通行許可条件違反、歩道法違反、軌道敷内外違反、道路外法違反、右左折方法違反、交差点左折等折方法違反、環状交差点左折等原付牽引違反、運行記録計不備、初心運転者標識表示義務違反又は本線車道出入方法違反	十八 通行帯違反、路線バス等合団車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合団不履行、合団制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、牽引違反、泥はね運転、転落等防止措置義務違反、運転積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、騒音運転等、初心運転者等保護義務違反、公安委員会遵守事項違反、消音器不備、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反	等)、幼児等通行妨害、安全地帯違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折等合団車妨害、指定通行区分違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合団不履行、合団制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、牽引違反、泥はね運転、転落等防止措置義務違反、運転積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開放等、停止措置義務違反、騒音運転等、初心運転者等保護義務違反、公安委員会遵守事項違反、消音器不備、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反	徐行違反又は免許条件違反				
車二輪、普通車、大型	車原付	輪は車普通	車大型		車原付	輪車は二	車又普通	車大型	車原付
円千三	円千三	円千四	円千六		円千五	円千六	円千七	円千五	円千六

法制限超過、整備不良（尾灯等）、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反又は免許条件違反

備考

7 「放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））とは、別表四第一項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為（同項の規定の違反となるような行為については高齢運転者等専用場所における行為に限り、同条の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所にある指定駐車場所における行為に限る。10において同じ。）のうち、その行為が放置行為に該当するときのもの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのものをいう。

6 「速度超過（二十五以上三十未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十五キロメートル毎時以上三十キロメートル毎時未満のものをいう。

第二の備考の一の20に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

8 「放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））」とは、法第四十五条第一項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為（法第四十五条第一項の規定の違反となるような行為については高齢運転者等専用場所における行為に限り、法第四十九条の四の規定の違反となるような行為については指定駐車場所（法定駐停車禁止場所にあるものを除く。）における行為に限り、13において同じ。）のうち、その行為が放置行為に該当するときのもの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのものをいう。

9 「放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」とは、別表第二の備考の二の48に規定する行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。

10 「駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））」とは、法第四十条第一項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

11 「速度超過（十五以上二十未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が十五キロメートル毎時以上二十キロメートル毎時未満のものをいう。

12 「駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」とは、別表第二の備考の二の47に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

13 「駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等））」とは、法第四十五条第一項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。

14 「駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」とは、別表第二の備考の二の86に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。

15 「速度超過（十五未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が十五キロメートル毎時未満のものをいう。

16 「信号無視（赤色等）」とは、法第七条の規定の違反となるような行為（赤色の灯

火若しくは黄色の灯火又はこれらの信号の意味と同じ意味の信号に係る行為に限る。）をいう。

17 「信号無視（点滅）」とは、法第七条の規定に違反する行為（16に規定する行為を除く。）をいう。

18 「泥はね運転」とは、法第七十一条第一号の規定に違反する行為をいう。

19 「公安委員会遵守事項違反」とは、法第七十一条第六号の規定に違反する行為をいう。

20 「歩道徐行等義務違反」とは、法第十一条の二（第二項の規定の違反となるようないふ。）の規定に違反する行為をいう。

21 「路側帯進行方法違反」とは、法第十一条の三（第二項の規定の違反となるような行為をいう。

22 「交差点右左折方法違反」とは、法第十三条第一項から第五項までの規定の違反となるような行為をいう。

23 「運行記録計不備」とは、法第六十三条の二（第一項の規定に違反する行為をいう。）

24 「警音器使用制限違反」とは、法第五十四条第二項の規定に違反する行為をいう。

25 「免許証不携帯」とは、法第九十五条第一項又は第一百七条の三前段の規定に違反する行為をいう。

三 この表の車両等の種類の欄に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 「大型車」とは、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車をいう。

2 「普通車」とは、普通自動車をいう。

3 2 「二輪車」とは、大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

4 「原付車」とは、小型特殊自動車及び原動機付自転車をいう。